

政策資料

12

1995 No. 351

POLICY AND LEGISLATION

■ 卷頭言

爾俸爾祿 民膏民脂
下民易虐 上天難欺

山元 勉

■ 資 料

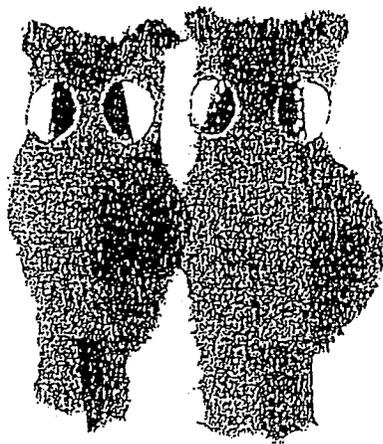
新食糧法施行に伴う政省令策定についての党の考え方
与党金融・証券プロジェクト 中間報告
沖縄米軍基地の整理縮小に関する基本構想

日本社会党政策審議会

社会党の新刊情報

消費は 毎日の投票

女性参政50周年記念出版



草の根からの議会進出と毎日の賢明な消費行動を通じた女性パワーの発揮で、生活者経済への転換と世界の平和・人権の確立を——国際公務員、参議院議員、閣僚としての豊富な活動経験をもとに、女性たちへの熱い期待を語る。

地球時代の女性と政治

久保田真苗 著

46判256ページ上製

★定価 2,200円

★送料 310円

(送料5冊以上無料)

- 〔主な内容〕
- I部 女性と政治
 - 1 掃選の源流をたずねる
 - 2 女性参政50年
 - 3 女性の国際運動
 - A 国連・世界女性会議のあゆみ
 - B 北京会議への準備・ジャカルタ会議に出席して
 - C もう一つの国際運動—SIW
 - II部 生活者と経済
 - 1 日本経済のゆがみ
 - 2 生活者経済への転換
 - 3 日本の物価
 - 4 人と環境にやさしい経済
 - 5 消費は毎日の投票
 - III部 主権者と国際連合
 - 1 国連をどう改革するか
 - 2 旅の点描
 - A 83〜84年の旅から
 - B 南アにアパルトヘイトを見る
 - C 88〜91年の旅から
 - D カンボジアUNTACの経験
 - 3 国連の武力行使と日本

お問い合わせ・お申し込み●日本社会党機関紙広報委員会

電話 03-3592-7515 ファックス03-3581-3528



爾俸爾祿 下民易虐

民膏民脂 上天難欺

山 元 勉
政策審議会副会長

表題は、福島県二本松城址にある戒石銘碑の碑文であるが、第134国会の参議院代表質問で、菅野久光議員が引用し、その解釈を「おまえの俸給は、人民があぶらして働いたものより得ているのである。人民に感謝し、いたわらねばならない。この気持を忘れて弱い人を虐げたりすると、きっと天罰があろうぞ」とし、政・官癒着などに対する国民の怒りは、ますます政治不信へとつながると村山総理の所信を問うた。

実は、私の地元、滋賀県庁の一室にも同文の額が掲げられている。今、「下民」は「国民」と読まねばならぬが、いわゆる封建領主でさえ、心ある者はこの自覚をもっていたのである。税金はいつの時代でも「民の脂」なのである。しかし近時、民のあぶら—税金の尊さを余りに忘れた政治・行政、議員・公務員が多すぎると、嘆かねばならない。また、民を虐げることの絶えないことにも、心が痛む。民の脂を忘れた最たるものの一つは、いわゆる「官官接待」であろう。「年間通じ、土日以外連日」「赤坂料亭でコンパニオン付き」「カラ出張でウラ金つくって」などの報道は国民の政治不信、税金惜しみに大きな拍車をかける以外の何ものでもない。

「情報交換の場として有益」と自治体側が言い、「実務者同士の宴席なら互いに知恵を出し合うという意味で……」と中央省庁側が言うような感覚を、国民は理解も納得もしない。もし、そのような席で語られることによって、施策や補助金が決められているとすれ

ば由々しきことである。単なる接待による税金のむだづかいとか、不透明な行政というばかりでなく、国政と地方自治の本質に係わる問題なのである。市民オンブズマンの運動を高く評価しながらも、民の脂を俸祿とし、民の脂をもつての施策を行う者として、強い決意で、簡素で透明度の高い、国民の信頼を得る政治と行政づくりに汗しなければならぬ。

民を虐げるといふ事では、「沖縄米軍基地問題」は正に国民的な焦眉の課題である。わが党には、長い反安保、反基地のたたかひの歴史がある。たしかに、冷戦構造の終結、政権政党へ、などによる現実的路線への転換の選択はあったが、もうこれ以上、米軍基地の実態を放置できぬ事態を改めて直視する必要がある。それを、あの9・21集会の8万5千人の巨大な、そして整然とした盛り上がりが如実に、きびしく求めているのである。

党安保調査会は、「沖縄米軍基地の整理縮小に関する基本構想」を提起した。2010年を目途に、その質・量を現在の半分程度に縮減することを目標とした。粘り強い取り組みを決意しなければならない。

集会で「いつまでも米兵に脅え、事故に脅え、危険にさらされながら生活を続けていくことは、私は嫌です。未来の自分の子どもたちにも、そんな生活はさせたくありません」と言った高校三年の中村清子さんのことばを、虐げられた民の真の叫びとして、胸に深く刻みつけてである。

(やまもとつとむ・衆議院議員)

政策資料 12

1995年 No. 3 5 1

巻 頭 言

爾俸爾祿 民膏民脂
下民易虐 上天難欺

山元 勉…………… 1

資 料

農水部会関係

新食糧法施行に伴う政省令策定についての
党の考え方 党農水部会…………… 4

改正農産物検査法の施行について "…………… 6

新食糧法 農産物検査法・表示の政省令について "…………… 7

平成7年度甘味資源作物等及び大豆の生産者価格
等の決定にあたって(案)農水調整会議…………… 10

H I V訴訟に係る東京地裁及び大阪地裁による
和解勧告に関する久保社会党書記長談話…………… 13

第134臨時国会における政治改革の推進課題について

党政治改革推進プロジェクト…………… 13

官邸機能の強化について 与党政策調整会議…………… 14

宗教法人法の改正について 与党宗教法人問題プロジェクト…………… 15

オウム真理教に対する解散命令について(談話) 党宗教問題対策委…………… 16

フランスの三回目の実験強行に抗議する(談話) 書記長…………… 16

与党金融・証券プロジェクト 中間報告…………… 17

租税特別措置及び非課税等特別措置の平成8年度
改正についての基本方針(案)与党税制改革プロジェクトチーム…………… 26

科学技術基本法・付帯決議	27
公職選挙法・政党助成法の一部を改正する法律案要綱	31
首都機能移転シンポジウム関係	32
与党三党	32

[外務・安保部会関係]

今後の防衛力の在り方について	33
社会党安保調査会	33
沖縄の基地問題等の解決・改善に関する方針	37
社会党安保調査会	37
“ 打解に関する提言 日米地位協定等に関 する外務・防衛合同調整会議	38
沖縄米軍基地の整理縮小に関する基本構想	39
社会党安保調査会	39

政策の焦点

I 水俣病問題解決にあたって	41
西川 洋	41
II A P E C 農業問題の本質を探る	44
行川 清	44

※部会と委員会所属一覧表および部会担当政審書記一覧（最新）	47
-------------------------------------	----

新食糧法施行に伴う

政省令策定についての党の考え方

社会党農林水産部会

「新食糧法」は国の責任において需給と価格の安定をはかり国民の主食である米を安定的に供給する役割を担うことになる。したがって「新食糧法」「新農産物検査法」の政省令の検討に当たっては次の点に留意すべきである。

1 生産調整について

- ① 生産調整は基本的に国の責任で行うこととし、営農の中期的安定に配慮した生産調整の条件（生産調整数量、生産調整助成金、政府買入価格と数量等）を、農家の営農計画に支障をきたさないようにできるだけ早期に明示すること。
- ② 生産調整の円滑な推進を図るため、全国・県・市町村ごとに国・地方の行政機関と生産者団体、第一種登録出荷取扱業者による協議の場をつくるなど、推進体制を確立すること。なお、第一種登録出荷取扱業者の生産調整協力について規定を設けること。
- ③ 生産調整の手法は、平坦地、中山間地、良質米生産地等稲作構造の実態に即して、例えば、水はり減反、レンゲ栽培、有機・直播米栽培の実態に配慮したきめ細かい生産調整手法を取り入れること。また、地域間調整の促進を図ること。
- ④ 生産調整助成金については、現行を大幅に上回る予算を確保し、助成金全体系を簡素化、重点化すること。また、単位面積当たりの所得水準、水田の公益的機

能の評価を考慮しつつ、地域の創意・工夫を活かした「とも補償」等へ助成の重点化を図るなどの措置で生産調整実施者が経済的不利にならないようにすること。

- ⑤ 生産調整の実効確保のため、④政府米の買入れ、㊸生産調整助成金の交付、㊹生産調整とリンクさせた計画流通助成金の交付、㊺目標達成市町村への補助事業の優先採択等の措置を講ずること。

2 備蓄・調整保管制度について

- ① 備蓄は国の責任で行い、民間備蓄については、あくまでその補完的役割を担うものとする。政府は、民間備蓄・調整保管にかかる保管コスト（金利・倉敷料）、価格の差額補填（古米、価格変動に伴う価格差）等について助成することとし、政府拠出による「基金」設立も含めて備蓄・調整保管の機動的な運用をはかること。
- ② 備蓄水準については、150万トンを基本としつつも、需給事情を勘案して一定の中（50万トン）は国の責任で弾力運営をはかること。
- ③ 豊作等による暴落時には政府備蓄の積み増しを基本として調整保管を適切に組合せた需給調整を実施し、価格の安定をはかること。
- ④ 備蓄の運営にあたっては、回転備蓄・棚上げ備蓄の併用によって、生産者、消費者価格に著しい影響を与えないように

配慮すること。

3 価格形成について

- ① 生産調整、備蓄、調整保管など需給調整を通じて価格安定をはかるとともに、政府買入価格については生産調整の実効確保にあわせ、再生産の確保と生産者米価全体の下支え機能が発揮できる価格とすること。また、政府米の売却にあたっては、市場価格の著しい引下げにならないよう適切な価格とすること。
- ② 政府買入価格の決定にあたっては、生産者、消費者、学識経験者等の公平な三者構成による審議会の議を経て決めること。
- ③ 自主流通米価格形成センターは、指標価格形成という目的に沿って運営することとし、入札参加者の拡大等による混乱が生じないようにすること。なお、入札価格帯設定等により生産者・消費者米価の安定をはかるようにすること。

4 流通対策について

- ① 計画流通米が米流通の大宗を占めるよう、計画流通助成金については、現行の自主流通対策費を大幅に上回るものとする。計画外流通米については、届出等実効あるものとする。
- ② 生産者の出荷業者との複数結びつきについては、生産調整と計画流通米確保との関連を重視し、できるだけ単一の結びつきとするか、またはそれに近い比率とすること。
- ③ 緊急時には、一昨年の大凶作の経験に鑑み、確実な出荷・配給等の確保のための管理体制を確立すること。

5 ミニマム・アクセス米の扱い

- ① ミニマム・アクセス米による生産調整

の強化はしないという閣議了解をふまえ、国内需給に影響を与えないよう主として加工用、飼料用、海外援助用にふりむけるようにすること。

- ② 食糧の海外援助法の制定と国際的備蓄の実現につき検討をすすめること。

6 その他

米の需要拡大と特定用途米（現行他用途米に替わるもの）対策への助成、ならびに低温農業倉庫の整備等をすすめること。

政策資料

(1995・10~11月)

10月

「特集」

1996年度予算概算要求の省庁別概要

「資料」

・8・15総理談話

・UNDOF参加問題に関する報告

(党外務・内閣・安保部会)

・中国へのODA供与について(与党外務調整会議)

「政策の焦点」

I 八重山地域の戦争マラリア犠牲者補償問題

山代武臣

II 郵貯資金の地方還流の実現を

末木秀治

11月

「特集」

経済対策—景気回復を確実にするために

・景気・経済対策の基本的考え方

・—景気回復を確実にするために—(経済閣僚会議)

「資料」

・134臨時国会—参議院代表質問 菅野久光

・官邸機能強化について (与党行革プロ)

・公正取引委員会の強化について (与党行革プロ)

・与党金融・証券プロジェクト論点整理

・水俣病問題の解決について (与党三党)

「政策の焦点」

I ODA基本法の制定に向けて 早川幸彦

II 法務委員会における社会党の立法活動の成果

岡田和郎



改正農産物検査法の施行について

社会党農林水産部会

1 検査制度について

- (1) 国による農産物の品位・成分・安全性の検査によって、安全な食料の安定供給、公正な流通と消費者の食味等の適正な評価に資するため、検査と表示がリンクした検査規格とすること。
- (2) 計画外流通米の受検促進を図る観点から、出荷取扱業者等への検査場所・集荷・事務手続きなど受検者の利便を考慮した必要な措置を講ずること。
- (3) 成分検査については、取引関係者および消費者ニーズに適切に応え得よう検査機器の整備によって国が第一義的に行い、指定機関に業務を委託する場合は国の補助的業務とすること。なお、成分検査の手数料については、可能な限り低額とすること。
- (4) 輸入米の検査を国が責任をもって行うため、残留農薬等の安全検査の基準、方法を含めて見直し、強化すること。なお、検査結果について情報公開・公表を行うこと。

2 精米表示について

精米表示については、産地・品種・年産・使用割合の表示を基本として全国統一した消費者に分かりやすいものにする。輸入米についても産地国・地域名・年産等を明記すること。またブレンド表示については、すべての原料米と構成割合を明記す

ること。

さらに、検査米・未検査米の使用割合についても明記すること。

3 表示と内容の一致について

表示と内容の一致を担保するため、国の責任において公正な認証システムを確立すること。

- (1) 認証システムの信頼性を確立するため、認証を受ける登録販売者に対し、使用原米を明確に記録した帳簿の記載、管理体制の確立を義務づけ、必要に応じて国の機関が調査・公表すること。また、認証マークの使用方法や違反した場合の措置の明確化など適切な認証マークの管理を行うこと。
- (2) 精米表示に対する消費者・生産者からの苦情などに対処するため、食糧庁・食糧事務所に窓口を設けるとともに、生産者・消費者・業者等の代表による精米表示に関する協議会を設け、適切に対応すること。
- (3) 新たな表示制度に対する消費者の理解を深めるため、「一括表示事項(例)」を小売店頭・売場に掲示することを義務づけること。
- (4) 無農薬・有機栽培などについて、特定JAS法に基づく認証・表示制度を整備すること。なお、過渡的な措置として現行「特別栽培米」の位置づけを明確にすること。

新食糧法、農産物検査法・表示の政省令について

社会党農林水産部会

	対 応 方 向
<p>【新食糧法】</p> <p>1 生産調整（「第2生産調整の項」）</p> <p>(1) 生産調整申請は「農業者の意向等を参照して定める」（同項-1）としているが、</p> <p>① どのようなものにして参照するのか。</p> <p>② 「需給動向に弾力性に対応してゆく」生産調整の手法の多様化はどのようなものを想定しているのか。</p> <p>(2) 生産調整は、「国・地方政調整と生産者団体が一体となって推進する」ことにしているが</p> <p>① その非公式なことが、政省令で触れられていないのはなぜか。通達で触れるのなら、どのような内容となるのか。</p> <p>② 本法の原則な根幹をなす生産調整を成功させる上で、第一種登録出荷取扱業者の協力は決定前に重要な意味を持つ。それが通達でどのように規定されるのか。①との関連はどうか。</p> <p>2 計画流通＝生産調整の項（「第3計画流通制度」の1）</p> <p>(1) 「計画出荷数量の変更を承認しない場合」（第3-1-4）とは、</p> <p>① 具体的にどのような場合のことか。</p> <p>② また、「著しい支障を生じる場合等」の「等」とは、どのようなことを指しているのか。</p> <p>(2) 計画外米の扱いについては、届出の様式等を省令で規定する（第3-1-7）としているが</p> <p>① 届出が確実に行われるようにする措置は通達で講じられるのか。</p> <p>② また、届出のあったものは無条件で認めるのか。届出のないものの扱いはどうか。</p>	<p>・ 農業者の意向等の参照については、面積決定前の調整活動において生産者の自主性が尊重されるように配慮することとしているが、具体的内容については、通達で規定する予定。</p> <p>・ 生産者かより取り組みやすくするとともに、需給動向に機動的に対応しうるよう生産調整手法の多様化を図ることとしているが、具体的内容については通達で規定する予定。</p> <p>・ 政省令では生産調整の実施手続等を規定、全体需給の調整を図る観点からは、国・地方公共団体と生産者団体とが一体となって推進していく必要があり、このような趣旨を通達において規定する予定。</p> <p>・ 従来から生産者団体等が担っていた生産調整に関連する業務を生産者団体以外の第一種登録出荷取扱業者にも同様に担ってもらうこととし、協議会への参加等を含めその旨を通達で規定する予定。</p> <p>・ 計画出荷数量の変更を承認しない場合は、次に掲げる場合。（施行令第18条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画出荷数量の変更の申請が、農林水産大臣が定める期日までに行われたものでない場合。 ○ 上記のほか、米穀の適正かつ円滑な流通が極めて困難となり、又は困難となるおそれがある場合。 <p>・ 計画外米以外のものを売り渡す場合には、数量、売渡予定期日等を届け出る旨省令で定められたほか、届出に当たって留意すべき事項について、通達で規定する予定。</p> <p>・ 計画外流通米を大臣への届出を行わずに売り渡した場合には、10万円以下の過料。（法第22条第2号）</p>

(3) 生産者が出向契約を行う場合「主たる第一種登録出荷取扱業者を記載する旨」を省令で規定(第3-1-1-8)することになったが、
 ① その際の出向割合の下限は、通達で規定するのか。
 ② また、規定にあたっては、生産調整と計画流通米の確保との関連を重視し、単一の結び付きに近いものとすべきである。

3. 計画流通＝出荷取扱業者の項(「第3-計画流通制度」の2)

(1) 出荷取扱業者の登録要件は、10人以上の生産者から20トンの計画出向米の取扱いが見込めるもの(第3-2-1)としているが、
 ① 生産の規模は単協協合併の進捗等の状況からすると、10人・20ト人以上と、政令で事実上固定的に規定してしまうことは適当ではない。
 ② 政令で10人・20トン以上の規定をしなければならぬ根拠は何か。

(2) 備蓄・調整保管米の販売を円滑に行う見地から、自主流通法人の売渡先の弾力化をはかるべきではないか。

4. 価格形成センター(「第3-5自主流通米価格形成センター」の項)

(1) 一定の要件を満たす第一種出荷取扱業者と登録小売店を新たに売買取引者として参加せよとしているが、

① 一定の要件はどこで規定するのか(政令か業務規程か)。業務規程なら誰が決めるのか。

② 数量的要件等はどう決めるのか。業務規程の決め方と許可基準はどのようなにするのか。

(2) 単協・小売の参加により、上場数量の増加を避けられなくなるばかりか、「指標価格形成の場」が専売上「取引の場」に変質してゆき、法的目的が相底から置されることになりかねないが、そうならない保障はあるのか。

(3) 単協の直接参加は、地域のみで細かな指標価格形成によって不可欠の見方もあるが、そのためなら現行の下でも登録販売業者の希望を取り入れた地区別区分上場を行えばよい。

問題は、単協の直接参加で共同体制の仕組み(通債、金利、保管料等の共同計算)が崩され、それかについては本法が目的とする米の需給と価格の安定に重大な打撃を与えることにある。こうした憂慮すべき事態を生じないとするなら、その報知を示すべきである。

(4) さらに、大連販売店等の参加は、大手企業の米市場進出と寡占支配に道を開くことになり、生産者と消費者のための制度が変質してゆくとおそれられる。

・ 出向割合も含め、主たる第一種登録出荷取扱業者の役割等を通達で規定する予定。

・ 新食糧法第9条第1項第3号において、第一種登録出荷取扱業者の登録要件として、出向契約を締結している米穀の生産者の数及びその売渡し等としようとする計画出向米の数量を政令において規定することが定められており、政令で規定する必要。

・ 具体的な数値については、米穀の集荷業務が集落単位で行われていることにかんがみ、一集落当たりの集荷数量を勘案して定めるところ。このことにより、規模が小さく欠格のおそれのある農協等を救済できることとなる。

・ 自主流通法人の自主流通米の売渡先については、登録小売業者を除き、登録卸売業者、加工業者等が買受資格を認めることとしているところであり、備蓄米及び調整保管米についてもこの中で円滑に販売が行われることとなる。

・ 登録小売業者については、省令及びセンターの業務規程において、第一種登録出荷取扱業者についてはセンターの業務規程において、規定する予定。

・ 具体的な参入要件、時期等については、価格形成の混乱を招くことのないよう、当事者となる売り手・買い手双方の理解の下に方向づけをしていくことが適切であり、今後関係者と調整していく所存。

・ 価格形成センターは、指標価格形成の役割を担っている。

(5) 売買参加者の拡大とともに上場数量・入札回数・値附制限などの問題は、センターを指原価格形成の場として維持していく上から重要な課題となっている。その規制はどのように行われるのか。

5. 米価審議会（「第4米麦の政府買入と売渡等」の項）

(1) 各種審議会の構成ならびに運営等について、すでに政府方針が示されている。新米需充足にあたっては、それを踏まえたものとすべきであるが、政府での規定はどうなるか。

(2) 古くから米需は、生産者、消費者、中立の均衡ある構成にすべきだとの声が強い。新米需充足にあたっては、その点を明確にした規定を行うべきではないか。

(注)

① 取引指原の基準価格については、現行基準価格を設定を見直し、三か年平均平均落札価格を設定するなど検討すべきである。

② 取引指原における政策として、政府備蓄の回轉・棚上げ備蓄の併用および調整保管等に対する基金制度の確立によって価格安定をはかるべきである。

【農産物検査法・表示】

1 ブレンド米の表示については、「原料玄米60%」が表示規格となっているが、消費者の米に対する信頼と選択に資するため、60%以上の表示を検討すること。（表示項目3-3）

2 精米表示認証制度が確立されるので、消費者に徹底できるよう「一括表示と取扱い」の店頭表示を義務づけること。（精米表示認証制度項目7-3）

3 精米表示認証制度を補完するため、小売業者の同業者組合が自主的に行う表示についても、消費者の信頼と選択の用に供されるよう制度を確立するとともに、行政による対応を行うこと。

（精米表示認証制度項目7-3）

4 苦情処理窓口を食糧庁、食糧事務所等に設けること。

・ 8年産米以降の上場数量、入札回数、値附制限等の入札の仕組みについても、これまでと同様に売り手・買い手等の代表者で構成されるセンターの理事会、運営委員会で決定され、大臣の認可を得て実施。

・ 新食糧法において、米麦に係る政府買入・売渡価格の決定に当たっては、政令で定める審議会の意見を踏くものとされており（法第59条第3項、第61条第4項）、施行令において、当該審議会は米価審議会と規定。（施行令第35条第3項、第37条第4項）

・ 8年産米以降の上場数量、入札回数、値附制限等の入札の仕組みについても、これまでと同様に売り手・買い手等の代表者で構成されるセンターの理事会、運営委員会で決定され、大臣の認可を得て実施。

・ 今後 備蓄・調整保管の運用を詰めていく中で検討。

・ ブレンド米の原料玄米の表示割合については、販売業者サイドと消費者サイドの意見を踏まえ、可能な限りの調整を行った結果としての水準を定めるところ。

・ 新たな精米表示制度への円滑な移行を図るため、精米表示の内容及び方法等について、店頭表示を含め広く消費者に周知を図る方向。

・ 精米表示認証制度を補完するため、小売業者の同業者組合等が自主的に表示と内容の一致につき確認を行う制度を設けるとともに、都道府県及び食糧事務所による巡回指導及び監査を実施する方向。

・ 消費者等からの苦情・相談等に対しては、従来から窓口を設けて対応してきたところであり、精米表示に関しても、必要に応じてこの体制を整備充実し、適切に対応する所存。

平成7年産甘味資源作物等及び大豆の 生産者価格等の決定に当たって（案）

連立与党
農林水産調整会議

一 平成7年産甘味資源作物等及び大豆の生産者価格等については、(1)これら畑作物（てん菜及び馬鈴しょ、甘しょ、大豆）は、いずれも北海道、南九州等における地域農業を支える基幹的作物であり、地域経済において重要な役割を果たしていること、(2)国際化の進展、労働力の減少や需要の伸び悩み等厳しい状況にあることに加え、(3)UR対策の実施初年度であること等にかんがみ、別紙のとおりとする。

なお、てん菜の基準糖分帯については、昨年産の糖分が糖分取引開始以来異例な低糖分となったこと等にかんがみ、本年産は現行水準（16.6度から16.9度）を維持することとし、今後、引き続き検討することとする。

二 畑作農業の直面する厳しい情勢の中で、生産農家が営農意欲を持ってこれら畑作物の生産に取り組めるよう、安定的な生産基盤を確立することが最大の課題となっていることから、次のような諸対策を講ずることとする。

- 1 畑作農業の振興を図るため、我が国農業における畑作生産の位置付けを明確にした中・長期的な見通しを設定し、高収益作物等の導入を図りつつ、合理的な輪作体系の確立に努めること。
- 2 関税化をはじめ国際化の進展に対応し、需要拡大策を推進しつつ、畑作物需給の安定に努めるとともに、実需者ニーズに

対応した流通・加工体制の整備合理化を進めること。

- 3 畑作地域における意欲的な生産活動を支援するため、中核的な担い手と位置付けられる経営体の育成を推進するとともに、畑作地域農業を確立するための条件整備を進めること。
- 4 畑作物の生産性の向上とコストの低減を図るため、それぞれの品目に応じ、直播栽培等の省力化技術の早期普及、品種の開発・普及等と併せて、土づくりを基本とする営農指導に努めるとともに、農業用排水施設等の生産基盤整備を進めること。



平成7年産甘味資源作物等及び 大豆の生産者価格等について

I てん菜、いも類

1 てん菜、いも類の生産者価格

てん菜 最低生産者価格 17,310円/トン (前年 17,310円/トン)

てん菜高能率生産推進費 190円/トン (前年 190円/トン)

生産者価格計 17,500円/トン (前年 17,500円/トン)

(対前年±0.0%)

馬鈴しょ 原料基準価格 14,410円/トン (865円/俵)(前年14,410円/トン (865円/俵))

(対前年±0.0%)

甘しょ 原料基準価格 25,469円/トン (955円/俵)(前年25,469円/トン (955円/俵))

奨励金相当分 6,401円/トン (240円/俵)(前年 6,401円/トン (240円/俵))

取引指導価格 31,870円/トン (1,195円/俵)(前年31,870円/トン(1,195円/俵))

(対前年±0.0%)

2 てん菜糖の事業団買入価格

175,646円/トン (前年 177,963円/トン)

(対前年▲ 1.3%)

3 馬鈴しょでん粉の買入基準価格

114,320円/トン (前年 114,320円/トン)

(対前年±0.0%)

4 甘しょでん粉の買入基準価格

141,223円/トン (前年 141,223円/トン)

(対前年±0.0%)

5 甘しょ生切干の買入基準価格

前年 100,383円/トン (前年 100,383円/トン)

(対前年±0.0%)

Ⅱ 大豆

1 基準価格

- (1) 普通大豆（銘柄区分Ⅱ・2等価格）
14,218円/60kg（対前年 0.0%）
（前年14,218円/60kg）

- (2) 特定加工用大豆（合格）
12,618円/60kg（対前年 0.0%）
（前年12,618円/60kg）

2 銘柄間格差・等級間格差（普通大豆のみ）

- (1) 銘柄間格差
- | | | | |
|------|--------------|-----|----------------|
| 区分Ⅰ | +1,200円/60kg | （前年 | + 1,200円/60kg） |
| 区分Ⅱ | 0円/60kg | （前年 | 0円/60kg） |
| 区分Ⅲ▲ | 300円/60kg | （前年 | ▲ 300円/60kg） |

- (2) 等級間格差
- | | | | |
|----|-------------|-----|--------------|
| 1等 | + 900円/60kg | （前年 | + 900円/60kg） |
| 2等 | 0円/60kg | （前年 | 0円/60kg） |
| 3等 | ▲ 900円/60kg | （前年 | ▲ 900円/60kg） |

3 最低標準額

5,610円/60kg（前年 5,275円/60kg）
（+335円）

4 その他関連措置

平成7年産大豆について、引き続き流通改善の措置を講じる。



H I V訴訟に係る東京地裁及び大阪地裁に よる和解勧告に関する久保社会党書記長談話

- 1 本日、血友病患者のH I V訴訟に関して東京地裁と大阪地裁から和解勧告が示された。勧告は、非加熱濃縮製剤から生じる危険性やエイズの重大性についての認識を欠き、当然とすべき対策をとってこなかったとして、国と製薬企業の責任を明確にした。
- 2 患者には帰すべき何らの過失もなく、かつ、血友病患者の最初のエイズ死から12年、提訴から6年、その間に316人の方々が亡くなっているという深刻な状況に鑑み、国と製薬企業は和解勧告を受け入れ、一刻も早い解決を図るべきである。
解決に際しては、社会的偏見ゆえに提訴出来なかった患者を含め、すべての被害者が等しく救済されるべきである。
- 3 国と製薬企業は、被害者・家族が謝罪を求めていることに對し、納得が得られるような誠意ある対応を速やかにとるべきである。
- 4 国、製薬企業および医療関係者は今般の責任を厳肅に反省し、感染者の人権保障、治療体制の整備、医療費及び医療手当等健康管理上の生活費用の見直し、薬害に関する情報公開の徹底、インフォームド・コンセントの確立、医薬品の安全性の確保、エイズ対策の拡充等の恒久対策を講じ、二度とこのような薬害が繰り返されないよう万全の体制をとるべきである。
- 5 社会党は、被害者・家族の方々に深甚なる同情の念を表明するとともに、H I V薬害の全面かつ早期解決と再発防止に向けて全力を尽くして取り組む決意である。

第134臨時国会における 政治改革の推進課題について

日本社会党・政治改革推進
プロジェクトチーム

- 1 第132国会での与党政治改革協議会における基本合意（6月15日、第5回協議会）、及び与党三党でとりまとめ与党政策調整会議で確認された「三党合意の検証の上に立って新たにつけ加えるべき当面の重点政策」（6月30日）を踏まえ、次の各項について取り組み、その実現を図る。

- (1) 政党助成法の改善問題については、政治資金規正の主旨にも逆行する3分の2条項の撤廃を今国会において実現すべく、全力をあげる。
 - (2) 投票方式の再改正問題については、参院選挙投票方式との調整という政治改革四法修正合意時における確認等を踏まえ、その結論を与党協議会に委ねる。
 - (3) 在外邦人の投票権問題については、84年政府提出法案を叩き台、ベースに、在外公館投票・郵便投票併用方式について自治・外務両省の調整作業を踏まえ、今臨時国会中に成案を得るよう早急に具体問題を詰める。
 - (4) 在日外国人の地方選挙権問題については、自民党の検討結果の回答を踏まえ、選挙権付与の実現のための具体的方策を検討する。
 - (5) 収支報告書の謄写問題については、昨年の与党協議会合意等の経緯を踏まえ、自民党が実施の方向で党内合意を図るよう強く要求し、その実現を図る。
 - (6) 首長多選問題については、引き続き憲法問題、他の被選挙権との整合性等について検討と論点整理を進める。
- 2 当面の課題として当プロジェクトで確認されている参議院改革問題については、参議院において鋭意、議論・検討を進め、具体的成果を追求する。

1995・10・24

官邸機能の強化について

与党政策調整会議座長

山崎 拓
関山 信之
菅 直人

与党政策調整会議は、官邸機能強化の具体化について以下のとおり合意する。

- 1 官邸機能の強化については、内閣総理大臣補佐官制度の創設などに必要な予算措置を平成8年度予算編成において講じるとともに、内閣法等関連法の改正案を次期通常国会に政府より提出することとし、その成立を期す。
- 2 与党行革プロジェクトチームがとりまとめた「内閣総理大臣の指揮監督権限の強

化」に関しては、引き続き政策調整会議で検討する。



宗教法人法の改正について

与党宗教法人問題プロジェクトチーム

連立与党各党は本年4月以降、各党内にプロジェクトチーム等を設置し、宗教団体をはじめとする関係者からのヒヤリングを実施するなど活発な討議を行うとともに、本プロジェクトにおいて三党間の意見の集約を行ってきた。また、宗教法人審議会は本年4月以降、精力的かつ慎重な審議を行い、9月29日に最終報告を取りまとめ、これを受けて「宗教法人法の一部を改正する法律案」が本臨時国会に提出された。臨時国会における本格的な審議を前に、本プロジェクトは、連立与党の宗教法人法の改正に関するスタンスを再度確認する意味で下記の通り報告する。

(1) オウム真理教という宗教法人が前代未聞の組織的凶悪犯罪を犯すまで、国民や行政当局はその実態を把握できなかった。また、一部の宗教団体は宗教活動の名の下に強引な資金集めや人権侵害を繰り返してきた。こうした事実を契機に宗教法人のあり方が議論的となり、現行法制の見直しを求める世論は急速に高まっている。われわれは宗教法人問題を国民的課題と認識し、政治的思惑に惑わされることなく、正確な事実認識の下に、信教の自由、政教分離の原則を遵守しつつ、現行宗教法人法制の不備を是正するため、必要最小限の法改正を行う必要があると考える。

(2) 宗教は個々人の人生、社会にとって重要な意味を持つもので、信教の自由は最大限に尊重されるべきであり、宗教団体の活動、運営に行政が介入することは許されない。

しかし、現行法上、宗教団体が法人格を取得し宗教法人となった場合、自動的に他の公益法人と同様の税制上の優遇その他の処遇を受ける以上、教義や活動等にわたらない会計や財務状況などの世俗的側面については一定の社会的責任を果たすべきである。

(3) 現行法では、宗教法人は一度認証されれば、その後の活動状況は外部から全く把握できない。今回の改正により所轄庁への財務等の報告、信者等への情報開示制度が導入されるが、このようなディスクロージャーの制度を通じ、宗教法人の会計、財務状況等の透明化を図ることが必要である。なお、宗教法人の大部分を占める小規模法人については過度な事務負担を避けるため一定の配慮を行う必要がある。

(4) オウム真理教により引き起こされた一連の事件に対しては、刑法その他の法令を活用し厳正に対処すべきはもとより当然である。宗教法人法の改正とこうした組織犯罪への対策は明確に区別し、冷静に議論を行う必要がある。但し、今回の改正により宗教法人の財務面の透明性が高まることで、将来の組織的犯罪を一定程度抑止する効果は期待できると考える。

以上

オウム真理教に対する解散

命令について（談話）

日本社会党宗教問題対策委員会

委員長 千葉景子

- 1 本日午後、東京地裁はオウム真理教に対して宗教法人法に基づく解散を命じる決定を下した。オウム真理教の事件は、教団により組織的に行われた日本の犯罪史上類例を見ない凶悪犯罪であり、宗教法人法81条の「著しく公共の福祉を害する行為」、「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」に該当することは明らかであり、本日の決定は当然である。これまでの関係者のご努力に敬意を表したい。
 - 2 オウム真理教は、この決定を厳粛に受け止め、法の裁きに服するべきである。解散命令を想定しての教団による「資産隠し」が懸念されており、今後、速やかに解散命令が確定し、財産や債権・債務の迅速で適正な清算手続きが進行することを期待したい。
 - 3 このような事態を二度と繰り返さないためにも、あらゆる角度から再発防止策を検討するとともに、オウム事件を契機として明らかになった現行宗教法人法の不備を是正するための必要最小限の法改正を行う必要がある。
- 明日より、宗教法人法改正の審議が始まることになるが、十分な審議の上、速やかな成立を図るべきである。

フランスの三回目の実験強行に抗議する（談話）

日本社会党書記長

久保 亘

- 1 本日、フランスは9月5日、10月1日に引き続き第三回目の核実験を強行した。今月の9日から与党三党の代表が訪仏し、核実験の中止をフランス政府や議会関係者に強く申し入れているにもかかわらず、それを無視したかたちでの核実験強行は強い憤りを持つとともに、国際世論への挑戦としか理解することができない。
- 1 核実験は、国際社会と太平洋諸国の核実験全面禁止への願いに公然と反し、核軍縮に向かう歴史を逆行させるものであり、フランスを国際社会から孤立させる危険を犯している。
- 1 核実験の継続は、現在開催中の国連総会でわが国を始めとして提案する予定の核実

験の即時停止決議の審議と採択を早急に行なう環境づくりに努力し、引き続きフランス政府に核実験中止を求める粘り強い努力

を続けていきたい。また党は政府に対し、駐仏大使の召還を含む強い抗議措置を検討するよう求めたい。

1995・10・31

与党金融・証券プロジェクト 中間報告

与党金融・証券プロジェクト

・メンバー（敬称略）

（平成7年10月31日現在）

（責任座長）	日野	市朗	（社）
（座長）	越智	通雄	（自）
（座長）	小沢	鋭仁	（さ）
	唐沢	俊二郎	（自）
	中川	昭一	（自）
	石原	伸晃	（自）
	野田	実	（自）
	檜崎	泰昌	（自）
	永井	哲男	（社）
	志苦	裕	（社）
	峰崎	直樹	（社）
	前原	誠司	（さ）

与党金融・証券プロジェクト の会合の概要

第1回 6月20日

（与党政策調整会議との合同会議）

住専問題等金融機関の不良債権問題について

第2回 6月27日

今後のPTの運営について

第3回 7月5日

不良債権問題全般について
金融・証券問題一般についてメンバーの
フリートーキング

第4回 8月4日

コスモ信用組合の処理について

第5回 8月8日

不良債権問題全般について

第6回 8月22日

「全銀協」構成5業態（都銀、長信銀、
信託、地銀、第二地銀）よりヒアリング

第7回 8月24日

住専8社と農林系統よりヒアリング
住専問題の経緯と現状について

第8回 8月29日

全信協、全信組協よりヒアリング
信用金庫・信用組合をめぐる現状と問題
点について

第9回 9月1日

日銀よりヒアリング
預金保険制度の現状と問題点について

第10回 9月7日

担保不動産の流動化の現状と問題点につ
いて

第11回 9月14日

住専各社に対する立入調査の中間報告

第12回 9月19日

海外における不良債権問題への取組みに

ついて
海外からみた我が国の不良債権問題について

第13回 9月26日

我が国の金融機関（関係ノンバンクを含む）の処理における具体的対応事例等について

第14回 9月28日

金制・金融システム安定化委員会の審議経過報告について
住専問題の進展状況について

第15回 10月2日

住専問題について

第16回 10月12日

海外における経営責任追及のあり方について
債権回収効率化のための方途について

第17回 10月18日

住専各社に対する立入調査の結果報告について
金融機関のディスクロージャー・預金保険制度について

第18回 10月24日

系統金融機関と金融秩序について

第19回 10月30日

中間報告（案）についてメンバーのフリートーキング

与党・金融証券プロジェクト 中間報告

与党金融・証券プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、景気の早期回復に向けて、「金融機関のディスクロージャーを一層徹底し、破綻企業及び金融機関の経営・監督責任を明確にし、徹底した自助努力を前提として、秋の臨時国会をめぐり公的資金の導入を含め不良債権問題の早期処理のための検討を急ぐ」という与党三党の確認（平成

7年6月30日「三党合意の検証の上に乗って新たに付け加えるべき当面の重点政策」）を受けて、その作業を与党政策調整会議から委嘱されたものである。

本プロジェクトは、この与えられた任務を果たすために、これまで19回の会合を開催し、関係各方面から必要なヒアリングを受けるとともに、鋭意検討を進めてきたところである。また9月14日には、それまでの討議について論点の整理を行うとともに、住専各社とその母体並びに農協系統金融機関に対して「住専問題解決のための話し合いを行い、早急に解決策を取りまとめること」とともに、行政当局に対して「解決策の取りまとめのために、責任ある行動をとること」を勧告し、同29日及び10月24日には各住専会社の母体等代表から勧告への取組状況の報告を受けたところである。また9月14日と10月18日には、大蔵省から、8月16日に開始された住専各社への立入調査についての報告を受けた。

「秋の臨時国会をめぐり……検討を急ぐ」という本プロジェクトに課せられた責務からすると、既に報告の時期を迎えている。しかし、住専問題解決のための具体的なスキームづくりに至るまでには、関係者の納得に基づく同意が不可欠であり、現在、関係者においてその努力が継続されているところであるので、そのための時間を惜しんではならない。

ただ、本プロジェクトとしては、これまでに不良債権問題についての課題の整理を済ませ、今後の検討の方向を示すことができる段階まで議論が進んできていることを踏まえ、今般、与党政策調整会議に中間報告を行うこととした。

本プロジェクトは、今後、金融機関等の法的責任のあり方、行政機関等の責任問題といった残された問題について検討を深め、具体的な結論が得られるようさらに議論を積み重ねていく所存である。

1 不良債権の現状認識

(1) 不良債権問題発生の背景

1980年代後半においては、プラザ合意以降の急激な円高を契機とした長期にわたる金融緩和や累次の経済対策が打ち出されるなど、積極的な景気浮揚策がとられた。このような状況の下、右肩上りの土地神話などを背景として、投機的な資金が土地や株式市場に大量に流入し、地価等の資産価格が経済の実態と乖離して急激かつ大幅に上昇する、いわゆるバブル経済が発生した。

こうした、いわゆるバブルの発生・膨張の過程において、金融機関は適切なリスク管理を欠いたまま、不動産業、建設業といった不動産関連業種や、ノンバンクへの融資を積極化させ、資産価格の上昇を資金面から支えた。

その後、90年代に入ると金融引締めや一連の土地政策の効果等から、地価は下落に転じた。地価下落の過程において、担保価値が低落し、また、不動産関連業種の業況は急速に悪化したため、こうした先に貸し込んでいた多くの金融機関において不良債権が累積的に増加した。

(2) 不良債権問題の現状

預金取扱金融機関の抱える不良債権の総額は、大蔵省によれば、平成7年3月末現在で約40兆円にのぼると推計されている。金融機関の不良債権は、我が国経済の先行きに不透明感をもたらすとともに、金融機関のリスク負担能力の低下を招いている。このため、金融機関の不良債権問題の早期解決は、経済活動の基盤である金融システムの安定性を確保するという観点のみならず、景気を本格的な回復軌道に乗せるための対策としてもその重要性・必要性を一段と増している。

また、我が国金融機関の不良債権問題は、

海外からも、国際金融市場や世界経済に悪影響を及ぼすのではないかと懸念をもってみられている。このため、日本の銀行が海外で欧米の銀行から資金を調達する際、一般的な調達金利に一定幅の金利を上乗せされている（ジャパンプレミアム）。今後、ジャパンプレミアムが更に拡大していけば、海外における邦銀の資金調達に影響を及ぼしかねない。金融機関の不良債権問題を早期に解決し、こうした懸念をぬぐい去ることは、我が国の国際的責務でもある。

不良債権問題の解決の先送りが、社会的コストの増大を招くことは、アメリカ等の例をみても明らかであり、政府には、預金者保護、金融システムの安定性確保に留意しつつ、問題の早期解決に向けた果敢な対応が強く求められている。

(3) 金融機関の対応

いわゆるバブル期において、金融機関は適切なリスク管理を欠いたまま安易な融資拡大に走った。また、こうした金融機関の行動は、バブルの膨張を加速した。

金融機関の資金は預金者等から負託されたものであり、貸出にあたっては、プロの目で事前の審査・事後のフォローを行っていくことが当然である。しかしながら、バブル期の金融機関の行動にはこうした基本が欠けるものがあった。昭和50年代中頃から、多くの大手銀行において、審査部門と営業部門の統合や事業本部制の採用等が行われた。こうした組織変更は収益追求のための意思決定の迅速化等には貢献したが、反面チェック・アンド・バランス機能が犠牲とされたと考えられる。また、バブル期はノンバンクを通じた金融機関の資金供給が拡大した時期であるが、この過程で資金使途等、金融機関のノンバンクに対する実態把握がおろそかとなった面がある。更には、

与信先のノンバンクが他の金融機関の関連会社である場合には、そのリスクが低いとして安易に貸し込むような風潮すら見られた。

(4) 行政等の対応

不良債権問題は、いわゆるバブルの発生・崩壊を背景に発生したものである。これについては、現時点で改めて当時を振り返ってみる時、資産価格の急激かつ大幅な変動が国民経済に及ぼす影響について、政治として、また政府としても明確な認識が不十分だったのではないかと考える。

いわゆるバブルの背景の一つとなった長期の金融緩和については、当時の内外経済情勢、いわゆるバブルの発生・崩壊がわが国経済に与えた甚大な影響を総合的に検討すれば、より早期に金融緩和に終止符を打っておくべきであったと考えられる。また、その後、金融は再び緩和に転じたが、この間、物価が安定していたことを考慮すれば、早期に景気後退・停滞からの脱出を図る観点から、より機動的な金融緩和策をとるべきであったと考えられる。

また、金融機関の監督当局は、金融機関に対して業務の適切な運営、経営の健全性の確保等を図るべく検査・監督を行うべきであるが、いわゆるバブルの発生・崩壊という金融環境の激動期において、そうした経営のチェックが必ずしも十分機能してきたとは言いがたいと考えられる。

大蔵省は、投機的な不動産融資を排除すべく、数次にわたり通達を発出して指導を行ったが、その指導を担保する手段は計数的報告やヒアリングといったものであったため、必ずしも実効性は上がらなかった。また、金融機関から関連会社

向けの融資の増加が見られた。平成2年3月に至って、ようやく当局はいわゆる「総量規制」に踏み切ったが、そのタイミングについては遅きに失したと言わざるを得ない。また、内容面においても、同通達においては、当時不動産関連融資の大きなパイプであったノンバンクが直接的な対象となっていなかった。

なお、先般の二信組の処理の例にみられたように、信用組合にかかる国と地方の監督の問題が提起されたところである。

2 破綻処理の大原則

金融機関の破綻処理において預金保険等によって保護されるべきものは、預金者及び信用秩序であって、破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員ではなく、破綻した金融機関は存続させないことが原則である。従って、破綻処理にあたっては、法的枠組みの中で経営責任を厳しく追及すること及び株主・出資者の損失負担を求めることが必要である。また、具体的な破綻処理に際しては、金融システムの安定性を損なわないことを前提に、預金者利便や地域金融に与える影響等にも配慮すべきである。これまでも個別金融機関の破綻にあってはこうした考え方に基づいて処理が行われてきたところである。

こうした点に加え、仮に金融機関が破綻に陥った場合には、その処理に早期に着手し、迅速に遂行することが極めて重要である。これは金融機関の破綻処理が後手に回ると経営内容が一層悪化するケースが多く、また、処理手続の遅れによって他の健全な金融機関にも悪影響が及ぶなど、結果として処理費用が増嵩するためである。こうした事態を回避するためにも、早期かつ迅速な破綻処理が行われるような手続の整備を早急に行うべきである。

3 預金保険制度とペイオフ

金融機関の破綻を処理するに際し、預金者を保護し信用秩序の維持を図るための制度として預金保険制度がある。しかし、現行の制度では、1000万円までの預金について払戻を行うペイオフと救済金融機関への営業譲渡等に対する資金援助の二者択一となっているが、ペイオフは保険金支払いに時間がかかることや地域金融の円滑に支障をきたす等社会的コストが大きいとの理由から、これまで預金保険はすべて資金援助方式に基づいて発動されてきた。しかしながら、これによれば預金の全額が保護される結果となり、大口預金者にモラルハザードを生ぜしめるとの問題がある。今後は、預金者に対して自己責任原則についての理解を求めつつ、ペイオフと資金援助による預金の全額保護以外の多様な破綻処理方法を導入すべきである。このような観点から米国で主に用いられている破綻処理方法であるプロラタP&A（注1）や付保限度内預金移転（注2）のような手法の制度化について検討していく必要がある。

（注1）「プロラタP&A」（一般的な定義はないが、破綻処理のひとつの方法として通常次のような説明がなされる）：金融機関の破綻において、付保限度内預金についての全額、及び付保限度を超える預金のうち仮に当該金融機関が清算された場合に配当されると見込まれる金額を、これらに見合う資産を一括して健全金融機関に移転し承継させる方法。

（注2）「付保限度内預金移転」：破綻金融機関について直接ペイオフを行う代わりに預金者のために付保限度額の範囲内で健全金融機関に新たに預金を設定する方法。

ただし、このような手法は、破綻金融機関の株主・出資者にまず負担を求めた上で、1,000万円以上の大口預金者にも必要に応じて処理費用の分担を求めるものであるが、自己責任を問う環境が整備されるまでの間においては、そのような処理費用を金融システム全体で負担し、預金者の保護と金融システムの安定性確保を図る必要がある。このため、現行の預金保険制度の発動を超えた特別の基金を民間金融機関からの資金拠出を中心とした透明性の高い処理の枠組みに基づいて整備することが必要である。

4 金融機関のディスクロージャー

金融機関は、経営の透明性を高め、自らの行動を規正し、経営の健全性確保に努めていくことが強く求められており、また、預金者の自己責任原則を確立する意味で金融機関の経営内容が適正に開示される必要がある。このような社会的な要請から金融機関はディスクロージャーの拡充に努めるべきであると考えられる。更にディスクロージャーの拡充は、金融機関の不良債権の早期処理を促す上でも大きな役割を果たすものと期待できる。このような考え方に立って今後できるだけ早い時期に金融機関が経営情報を十分に開示することが重要である。その間、各金融機関においては、横並び意識にとらわれることなく、自発的に開示範囲の拡大に向け努力すべきである。

なお、今回の大和銀行の多額損失事件で、大和銀行のディスクロージャーの時期について遅かったのではないかと指摘があるが、株式会社たる金融機関においては、株主等投資家の保護という観点から、その経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、関係法令等に照らして適時適切な

ディスクロージャーを行うことが重要である。今後とも、このような重要な事実については、実態把握後速やかに当局に報告するとともに公表すべきであり、当局は今後とも、このような不祥事件に対して厳正に対処することが望まれる。

5 信用組合等協同組織金融機関のあり方

協同組織金融機関を構成する信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系統金融機関は、それぞれ会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人として、中小企業者、農林漁業者、個人等への金融サービスを提供するとの重大な使命を担うとともに、我が国金融システムの中でも大きな地位を占めるに至っている。

これら金融機関については、金融自由化の進展等大きな環境変化に対応して、経営の合理化・効率化を進めることが重要な課題となっていることから、その経営基盤の強化を推進していく必要がある。

このうち信用組合については、最近、都市部においてその経営破綻が続いているが、この背景としては、近年、事業規模や員外取引の拡大等が進み、金融機関としての性格が強まっていく中で協同組織性が希薄化し、内部及び外部からの適切なチェックを受けることなく組織運営され、経営者による放漫経営を是正することができなかったことが指摘されている。こうした現状を踏まえると、一般金融機関と同じ業務展開を指向する信用組合については他業態への転換につき適切に対応していく必要がある一方、協同組織性を重視する信用組合については、員外取引規制等の遵守が強く求められるところである。

また、今後信用組合の経営の健全性を確保していくためには、i) 現在、原則とし

て認められている理事の兼職については、生じるおそれのある利益相反を未然に防止し、また業務の公共性を担保するため今後は何らかの制限を設ける、ii) 外部の金融精通者等の員外監事の登用や外部監査制の段階的な導入等経営のチェック機能の充実を図る、等所要の措置を講ずる必要がある。また、自治体の監督・検査についても、一般金融機関の場合と同じように、早期是正措置を導入していくことや必要に応じて国との共同検査を実施する等の連携強化等を推進していく必要がある。

また、破綻処理を速やかに進めるため、地方を含めた処理費用のあり方や受け皿金融機関の整備について早急に検討し、具体的方策を打ちだす必要がある。

6 検査・監督

本格的な金融自由化時代が到来している状況を踏まえれば、今後は、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い新しい金融システムを早急に構築すべきである。そのためには、経営内容のディスクロージャーの充実等を通じた市場規律の活用を図っていくことが基本であるが、監督当局においても経営内容を一定の基準に基づきチェックし、早期に是正措置を講ずることにより、金融機関の健全性確保を図っていく必要がある。また、是正措置を発動する基準については極力明確化が求められる。しかしその一方、基準の機械的な適用は基準の達成を自己目的化し、主体的なリスク管理、ひいては自己責任原則がなおざりにされる危険があることには留意しなければならない。なお、監督当局による適時適切な是正措置の実施のためには、その基準となる指標に関し、定期的に正確なデータを採ることが不可欠であり、検査・モニタリング体制の充実強化を

図っていく必要がある。

また、信用組合については、都道府県知事が検査・監督等により経営の健全性確保・破綻の未然防止に努めるとともに、経営破綻が回避しえない場合には、法令上の権限を適切に行使する等によりその処理に当たることが必要である。一方、国は、金融システム全体の安定性確保を図っていく観点から、都道府県と密接な連携・協力を図りながら、信用組合の破綻処理に対処していく必要がある。

7 当面する金融機関の不良債権処理

不良債権の処理は、まず、金融機関の自助努力により対応すべきものであり、各金融機関においては店舗網の見直し、人件費を含めた徹底した経費削減等最大限の合理化努力が求められる。また、不良債権に対する早期の引当・償却等の実施が求められるほか、金融機関のバランス・シート上の処理に止まらず、キャッシュ・フローの改善が必要であり、そのためには担保不動産の流動化に向けた努力が重要となっている。

なお、担保不動産の流動化については、特に、不良化した金融機関の担保不動産は概ね東京の商業地に多く、かつ、これらの土地は狭隘で不整形地、更に権利関係が複雑になっているものが比較的多いことから流動化が困難となっている。このため、土地の権利関係を整除し、整形化が円滑に進められるよう、競売制度の活用を積極的に図っていくことが重要である。しかしながら、現在、裁判所においては、膨大な競売未済物件を抱え、評価人の不足などの事情から、競売までに概ね二年以上かかるなど、執行体制の改善を要する状況にある。従って、まず、競売手続きにおける評価人の増員等の執行体制の見直しをはじめ競売制度運用体制の思い切った見直しを行っていく

必要がある。

また、金融機関等の担保不動産のうち公共団体等が行う事業の取得用地として適した土地については、その有効活用の一層の促進を図っていくことが肝要であり、このような観点から、担保不動産のみの流動化にとどまらず幅広く総合的な検討を加えていく必要がある。

8 公的関与のあり方

金融機関の破綻処理にあたっては、金融機関の自助努力、最大限の保険料引上げを含む預金保険の発動等金融システム内での最大限の対応により、破綻処理に対処しうるかどうかの検討がまず求められる。その上で、このような措置が講じられてもなお、金融機関を消滅させる一方で預金者に損失を直接分担させることを避ける必要がある場合には、公的資金の時限的な導入も検討課題となろう。

また、不良債権の処理は金融機関の自助努力で対応すべきものであるが、例えば住専問題のように、関係者の利害関係が錯綜している場合には、処理の遅れが金融システムやひいてはマクロ経済にも著しい悪影響を及ぼすことも考えられる。こうした場合に問題の早期処理のために公的資金を導入することについては、金融機関のモラルハザードの問題等にも配慮しつつ、なお引き続き検討が必要である。

いずれにせよ、不良債権処理に当たり納税者に負担を求めることについては慎重な検討が必要であることは言うまでもない。なお、破綻金融機関の経営陣は退任が求められるとともに、その原因を招いた者に対しては、法の枠組みの中で厳格な責任追及がなされることは当然である。

9 ノンバンクと金融秩序

住専を含むノンバンクは、現在、約90兆円の貸付残高を有し、金融システムに与える影響も大きくなっている。一方、ノンバンクは免許制である金融機関と異なり、登録制（住専は届出制）の会社であり、その規制・監督については、金融機関に対するものと比べ、限定的なものとなっているところである。ノンバンクは、バブル期に、その貸付を大きく増加させたが、当時のノンバンクによる融資のあり方について批判されるべき点もある。

ノンバンクについては、ノンバンクを取り巻く状況を踏まえ、指導、監督を適切に行っていくことが必要である。

10 住専問題の解決に向けて

(1) 住専問題の現状と影響

住専問題は、バブルが残した、現下の不良債権問題の中で最大の問題である。

多額の不良債権を抱え経営の行き詰まった住専に対しては、多数の金融機関が貸付を行っており、住専の破綻は、金融機関の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある。金融システムの安定性確保、経済の安定的成長のため、住専問題の解決は、緊要な課題となっている。

(2) 住専問題の経緯

住専は、昭和40年代後半から50年代前半にかけて、銀行等を母体として八社が設立された。母体は、主要役員のパイプ等住専の経営に関与し、当時の金融制度調査会においても、住宅政策上育成が望ましいとされた経緯を踏まえ、農協系統も、「金融機関貸付」として融資を増加させた。住専は、設立当初は個人向け住宅ローン業務を行っていたが、民間金融機関

が個人住宅金融に進出する等の中で、50年代後半頃から次第に不動産業等の事業者向け融資に進出した。特に、バブル期において住専はこうした融資を増加させたが、バブル崩壊による不動産価格の下落により、不良債権が増加し、経営が悪化することとなった。この間、金融機関の不動産業向け融資について、いわゆる総量規制通達が出されたが、住専はその直接的な対象となっていなかった。

住専の経営悪化に対し、住専七社においては、平成3年から4年にかけて、母体による金利減免等を内容とする第一次再建計画が、平成5年に、母体0%、一般金融機関2.5%、農協系統4.5%への金利減免等を内容とする第二次再建計画が策定されたところであり、第二次再建計画策定の際には、大蔵・農水両省は、両省間の議論を覚書において整理するとともに、当事者間の協議を促したところである。その後、一層の地価の下落等の中で、住専の経営は一層悪化しているところである。

(3) 今後の方向

本プロジェクトは、各方面からのヒアリングや大蔵省からの立入調査についての報告等を踏まえ、住専問題についての議論を行ってきた。

住専問題は、本来、住専自身及び母体、貸手の当事者間の問題であり、これら関係者は、経緯等を踏まえ、当事者意識を持って、真剣に議論を行い、処理方針を策定すべきものである。

しかしながら、当事者の真剣な議論がみられなかったことから、本プロジェクトは、座長より、関係当事者に、早急な話し合いによる解決策の取りまとめについて勧告するとともに、行政当局にも、当事者の合意形成に向けた責任ある取り

住宅金融専門会社8社一覽

	設 立	社 長	母 体	貸付残高	借入金残高	備 考
日本住宅金融(株)	昭和46年6月	丹羽 進	三和、さくら、あさひ、 大和、拓銀、東洋信託、 三井信託、千葉、横浜	兆円 1. 9	兆円 2. 3	東証一部上場
(株)住宅ローンサービス	昭和46年9月	井上時男	第一勧銀、富士、三菱、 あさひ、住友、さくら、 東海	1. 4	1. 7	
(株)住 総	昭和46年10月	山本 弘	信託銀行7行	1. 6	2. 0	
総合住金(株)	昭和47年7月	大槻章雄	第二地方銀行協会加盟行	1. 1	1. 4	
第一住宅金融(株)	昭和50年12月	山仲靖朗	日長銀、野村証券	1. 5	1. 8	東証二部上場
地銀生保住宅ローン(株)	昭和51年6月	坂齊春彦	地銀64行、生保25社	0. 9	1. 2	
日本ハウジングローン(株)	昭和51年6月	会田稜三	興銀、日債銀、大和証券、 山一証券、日興証券	2. 3	2. 5	
協同住宅ローン(株)	昭和54年8月	赤羽昭二	農林中金 信用農業協同組合連合会	0. 7	0. 7	

(注) 計数については7年6月末現在。

(合 計: 11. 4 13. 6)

組みを求めたところである。

これにより、住専七社の母体においては、母体内での協議を行い、整理を含む抜本的見直しが必要と基本的に認識するとともに、その後、9月下旬以降三度にわたり、母体、系統間で協議が行われる等、事態はようやく進展をみつつある。しかしながら、議論は現在のところまだ十分に深められてはおらず、今後、更なる協議が行われることとなっている。

したがって、すべての関係者が、責任

感をもって、問題解決に向けた前向きな協議を行っていかなければならない。行政当局は、当事者間の合意形成に向けて、その役割を果たさなければならない。政治としては、そうした議論を見守りつつ、必要に応じ、住専各社の不良債権額等のディスクロージャーを求めながら、公的資金の導入の可否を含め、解決のためのスキームについて11月中を目途に検討することとする。

1995・11月

租税特別措置及び非課税等特別措置の 平成8年度改正についての基本方針（案）

与党税制改革プロジェクトチーム

1 基本的考え方

平成7年度改正においては、税制に対する国民の信頼性を確保する観点から、税制改革の一環として、消費税率の「見直し規定」の趣旨等を踏まえ、租税特別措置及び非課税等特別措置について幅広く再点検作業を行い、思い切った整理合理化に取り組んだ。平成8年度改正においても同様の趣旨に基づき、引き続き徹底した整理合理化を進めていく必要があり、下記方針に基づき、整理合理化を進めることとする。

2 具体的な整理合理化方針

- (1) 各措置に関し、その目的が現下の喫緊の政策課題に資するものであるか、政策目的達成のために効果的な措置であるか、そもそも政策手段として税制が適当か、

利用実態が特定の者に偏っていないか、利用が低調となっていないか、創設後長期間にわたっていないか等について十分吟味を行い、廃止を含めた検討を行う。

- (2) 検討の結果、存続される措置に関しても、その助成度合いについて、縮減を含めた見直しを行う。
- (3) 社会経済構造の変化に対応するため新たな措置を講ずる場合、既存の租税特別措置の抜本的な見直しを前提とする。
- (4) その他既存租税特別措置及び非課税等特別措置に係る課税の適正化を図るための所要の措置を講ずる。



科学技術基本法

本法案は、昨年秋から与党内で協議を続け成案を得たもので、新進党の賛同を得て衆法として10月27日国会に提出され、全会一致で11月8日成立した。

本法は科学技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の水準の向上をはかり、日本の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的発展に貢献することを目的とし、また科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であり、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、自然科学と人文科学との調和のとれた発展について留意するよう明記されている。政府は「科学技術基本計画」で基礎研究、応用研究、開発研究など研究開発の推進に関する総合的な方針、研究施設等の整備、必要な資金の確保の措置を含む環境整備のため総合的、計画的な施策を定めることとなっている。なお、衆院科学技術委員会では後掲の付帯決議が採択された。

目次

- 第一章 総則（第一条 — 第八条）
 - 第二章 科学技術基本計画（第九条）
 - 第三章 研究開発の推進等（第十条 — 第十七条）
 - 第四章 国際的な交流等の推進（第十八条）
 - 第五章 科学技術に関する学習の振興等（第十九条）
- 附則

第一章総則

（目的）

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献すること

を目的とする。

（科学技術の振興に関する方針）

第二条 科学技術の振興は、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、研究者及び技術者（以下「研究者等」という。）の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ積極的に行われなければならない。

2 科学技術の振興に当たっては、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展並びに国の試験研究機関、大学（大学院を含む。以下同じ。）、民間等の有機的な連携について配慮されなければならない。また、自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。

らない。

(国の責務)

第三条 国は、科学技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、科学技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(国及び地方公共団体の施策の策定等に当たっての配慮)

第五条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基礎研究が新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出等をもたらすものであること、その成果の見通しを当初から立てるとが難しく、また、その成果が実用化に必ずしも結び付くものではないこと等の性質を有するものであるとにかんがみ、基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない。

(大学等に係る施策における配慮)

第六条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策で大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学等における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、科学技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が科学

技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 科学技術基本計画

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画(以下「科学技術基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。)の推進に関する総合的な方針

二 研究施設及び研究設備(以下「研究施設等」という。)の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、科学技術会議の議を経なければならない。

4 政府は、科学技術の進展の状況、政府が科学技術の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、科学技術基本計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により科学技術基本計画を策定し、又は前項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

6 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 研究開発の推進等

(多様な研究開発の均衡のとれた推進等)

第十条 国は、広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずるとともに、国として特に振興を図るべき重要な科学技術の分野に関する研究開発の一層の推進を図るため、その企画、実施等に必要な施策を講ずるものとする。

(研究者等の確保等)

第十一条 国は、科学技術の進展等に対応した研究開発を推進するため、大学院における教育研究の充実その他の研究者等の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、研究開発に係る支援のための人材が研究開発の円滑な推進にとって不可欠であるにかんがみ、その確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保を図るため、前二項に規定する施策に準じて施策を講ずるものとする。

(研究施設等の整備等)

第十二条 国は、科学技術の進展等に対応した研究開発を推進するため、研究開発機関(国の試験研究機関、大学等及び民間等における研究開発に係る機関をいう。以下同じ。)の研究施設等の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究開発の効果的な推進を図るため、研究材料の円滑な供給等研究開発に係る支援機能の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る情報化の促進)

第十三条 国は、研究開発の効率的な推進を図るため、科学技術に関する情報処理の高度化、科学技術に関するデータベースの充

実、研究開発機関等との間の情報ネットワークの構築等研究開発に係る情報化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る交流の促進)

第十四条 国は、研究開発機関又は研究者等相互間の交流により研究者等の多様な知識の融合等を図ることが新たな研究開発の進展をもたらす源泉となるものであり、また、その交流が研究開発の効率的な推進にとって不可欠なものであるとにかんがみ、研究者等の交流、研究開発機関による共同研究開発、研究開発機関の研究施設等の共同利用等研究開発に係る交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る資金の効果的使用)

第十五条 国は、研究開発の円滑な推進を図るため、研究開発の展開に応じて研究開発に係る資金を効果的に使用できるようにする等その活用に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の成果の公開等)

第十六条 国は、研究開発の成果の活用を図るため、研究開発の成果の公開、研究開発に関する情報の提供等その普及に必要な施策及びその適切な実用化の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

(民間の努力の助長)

第十七条 国は、我が国の科学技術活動において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間の自主的な努力を助長することによりその研究開発を促進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

第四章 国際的な交流等の推進

第十八条 国は、国際的な科学技術活動を強ちに展開することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、我が国における科学技術の一層の進展に資するため、研究者等の国際的交流、国際的な共同研究開発、科学技術に関する情報の

国際的流通等科学技術に関する国際的な交流等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 科学技術に関する学習の振興等

第十九条 国は、青少年をはじめ広く国民があらゆる機会を通じて科学技術に対する理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

科学技術が我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上並びに人類社会の持続的な発展に果たすべき重要な使命にかんがみ、我が国における科学技術の水準の同上进行を図るため、科学技術基本計画の策定等科学技術の振興を総合的かつ計画的に推進するための施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



1995・10・31（衆 科技委採択）

科学技術基本法案に対する附帯決議

科学技術基本法に基づき科学技術振興に関する施策を展開するに当たっては、政府は、次の点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 科学技術基本計画は、10年程度を見通した5年間の計画とし、科学技術基本計画を策定するに当たっては、当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、例えば講ずべき施策、規模等を含めできるだけ具体的な記述を行うよう努めること。
- 2 独創的、基礎的研究の抜本的強化を図るためには、まず、大学、国立試験研究機関等における研究者の意欲を引き出すことが必要であり、そのため人材、資金、研究開発成果等に係る制度面での改善を行うことによって、柔軟かつ競争的な研究環境を整備すること。
- 3 我が国の研究開発における民間の果たす

役割の重要性にかんがみ、科学技術基本計画に民間の研究開発について必要な事項を定め、その研究開発が促進されるよう所要の施策を抜本的に強化すること。

- 4 日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。
- 5 本法の施行により科学技術会議の責務が拡大することから、総合的な科学技術政策の立案とその強力な推進を図るため、科学技術会議の抜本的な充実と活性化を図るよう努めるとともに、科学技術の研究開発を所管する各省庁は、相互に連携を強化し、一致協力して本法の強力な推進を図ること。



政治改革与党協議会は、先国会までの議論を受けて今臨時国会において政党助成法の改正（いわゆる3分の2条項の撤廃）、衆議院議員選挙の投票方式の再改正（記号式投票から自書式投票へ変更）を実現するため、与党三党共同で二法改正案を11月8日に衆議院へ提案した。

併せて、在外邦人の投票機会の保障問題については、在外交官投票と郵便投票の併用方式の採用、比例選挙における先行導入を軸に早急に自治・外務両省に具体案を詰めるよう要請。また在日外国人の地方選挙権問題については、社会、さきがけ両党の主張と自民党内の議論の隔たりが大きいため、連立与党としての信義を尊重しつつも各党の自由な議論と活動を担保するため、協議事項から外すことを確認。また、カネのかからない選挙の一層の推進等の観点から政党の選挙運動態様やその所要費用等について協議会において今後検討することとした。

提出した政党助成法改正案は、政党への公費助成制度を旧連立政権の政府案の体系に戻す内容であり、これは政党の政治資金調達の実態や政策本位の選挙活動の実現とそのための競争条件の整備、政治資金調達に関する政党の哲学に対する中立性の確保等の観点から至当なものである。

また、投票方式については、衆参の国政選挙の投票制度の不一致、地方選挙管理委員会の事務体制等を勘案すれば現状においては首肯けるものである。

公職選挙法の一部を 改正する法律案要綱

第一 衆議院議員の選挙の投票に関する事項
投票は、自書式投票の方法により、それぞれ、小選挙区選出議員の選挙については候補者一人の氏名を、比例代表選出議員の選挙については衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を自書して行うものとする。
(第四十六条第一項及び第二項関係)

第二 その他

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとし、改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用すること。(附則第一条及び第二条関係)
- 二 その他所要の規定を整備すること。

政党助成法の一部を 改正する法律案要綱

第一 政党交付金に関する事項

- 一 政党交付金の交付限度額の撤廃
その年分として各政党に交付すべき政党交付金の交付限度額を撤廃すること。

(第九条第一項関係)

二 政党交付金の交付時期

- 各政党に交付すべき政党交付金は、4月、7月、10月及び12月にそれぞれ交付すること。(第十一条第一項関係)

第二 その他

- 一 この法律は平成8年1月1日から施行すること。(附則関係)
- 二 その他所要の規定を整備すること。

一緒に考えませんか

新しい首都と国づくり 開催にあたって

自由民主党
日本社会党
新党さきがけ

首都機能移転問題は、明治以来折りにふれて議論されてきましたが、特に東京の過密とそれに伴う弊害が顕在化してきた昭和30年代以降は、多数の提言・提案が学界や研究機関等によってなされてきました。

政府は、昭和52年に策定された第三次全国総合開発計画（三全総）において、最初にこの議論を採り上げ、その後、いろいろな場で議論を重ね、平成2年には国土庁に「首都機能移転に関する懇談会」を設置し、検討を続けてきました。

一方、国会では、平成2年11月に衆・参両院において、「国会等の移転に関する決議」がなされ平成3年8月には衆・参両院に「国会等の移転に関する特別委員会」が設置され、平成4年6月の「首都機能移転問題に関する懇談会」のとりまとめを受けて、同年12月「国会等の移転に関する法律」が議員立法により成立、同法に基づき設置された「国会等移転調査会」が平成5年4月より審議を開始し、来年3月には選定基準等に関する報告がなされることになっていました。しかし、阪神・淡路大震災を契機に、市民の安全や危機管理の重要性が見直されとくに首都機能移転の必要性・緊急性についての議論が活発となり、国民の間から首都機能移転を要望する声が高まっています。

こうした民意にこたえ与党三党においては、

本年6月の「新たな三党合意」の中で、新首都建設の促進を提唱するとともに、首都機能移転ワーキングチームを設置し、鋭意検討を重ねているなかで、国会等移転調査会の選定基準等に関する報告も繰り上げて、本年中になされることとなりました。

首都機能移転を早期に実現するためには、数多くの問題をクリアしなければなりません。まず何と言っても国民的合意形成を促進することが最重要です。

そこで、与党三党は、『首都機能移転問題に関するシンポジウムを秋に開催する』という「新たな三党合意」に基づき、首都機能移転問題について国民の間の議論をさらに一層深め、基本的な事項に関する国民的な合意の形成を図るため、今回まず東京において、第1回の首都機能移転シンポジウムを開催することとしました。

このシンポジウムが、首都機能移転問題に対する関心をさらに高め、国民的な議論がより一層具体的かつ深化して行われていくための一助となれば幸いです。

与党三党は、今後とも幅広い調査検討を重ね、首都機能移転が、一步一步実現に向けて近づいていけるよう努力を続けていく所存です。

宣 言

首都機能の移転は、来たるべき21世紀を展望しつつ国土の発展を推進するとともに、地方分権、行財政改革を思い切って実行していくためにも極めて重要な課題である。また、東京一極集中を是正し、地震等の大規模災害への対応力を強化する上でも、最重要課題であり、今やその実現に向けて断固たる決意をもって取り組むべき時期にきている。

本年6月、与党三党は、首都機能移転の促進についての政策合意を行い、本日のシンポジウムの開催を含め、これまで積極的かつ真剣に取り組んできた。

今後は、年内に予定されている、移転先の選定基準等についての国会等移転調査会の報告を踏まえ、首都機能移転の実現に向けた次への新たなステップへ大きく踏み出すことが必要である。

このため、移転先候補地選定のための体制整備や一層の国民的合意の形成など、移転の具体化に当たっての諸課題について早急に対応することとし、これに必要な法律の整備を含め、本問題に対し、今後とも与党として全力を挙げて一歩ずつ着実に取り組んで行くことをここに宣言する。

平成7年11月8日

自由民主党
日本社会党
新党さきがけ

△ [外務・安保部会関係]

1995・11・7

今後の防衛力の在り方について

— 新防衛計画大綱の策定作業に対するわが党の提案 —

社会党安保調査会

1 国際情勢

- 1 冷戦の終結によって、世界規模の戦争が生起する可能性は遠のき、これに伴って米露間を中心にして核兵器の削減がすすむ一方で、各種の軍備管理・軍縮協定の締結、地域的安全保障システムの確立・強化などがはかられている。
- 2 他方、旧秩序の崩壊に伴い、それまで二極構造の下に隠されてきた民族対立や地域紛争が誘発される状況が生まれているほか、大量破壊兵器の拡散などの問題が起きている。また、従来型の国家的脅威とは別に、国際テロリズム、麻薬シンジケート、ハイ

ジャック、武装難民の流入などの多様な危険が生じつつある。

- 3 アジア太平洋地域においては、ASEAN地域フォーラム（ARF）、東南アジア非核地帯設置構想、極東ロシア軍の軍備縮小、米朝対話など地域安定化の努力が払われ、具体的な成果が見られる一方で、急速な経済発展を背景にした域内諸国の軍備増強、朝鮮民主主義人民共和国の核開発疑惑、スプラトリー（南沙）群島の帰属をめぐる紛争など、不安定・不確実な要素が存在している。
- 4 わが国をとりまく国際情勢が不安定・不

確実な要素を含んでいるとしても、それは冷戦時代のように米ソ対立構造に組み込まれていた時代とは異なり、わが国の積極的な働きかけによって、より平和で安定的な安全保障環境を創造していく可能性があることを意味している。したがって、わが国国民の安全を確保する必要最小限度の防衛力の維持を損なわない範囲において積極的に自国の軍縮をすすめ、アジア太平洋地域の安定と軍縮を推進する道徳的な役割を果たす。

II わが国の安全保障と防衛力の役割

1 わが国の安全保障と防衛の基本方針

- ① 平和憲法の下、自衛隊の装備・編成・戦略の防衛的性格を外に明白にすることを前提にした専守防衛に徹する。したがって、わが国に対する急迫不正の侵害があり、これを排除するためにほかに適当な方法がない場合においてのみ、自国の領域（領土、領海、領空）および領域周辺に限って、必要最小限度の実力行使を行う。また、自衛隊は性能上専ら他国の国土への攻撃を目的とする兵器・装備などを保持せず、そのための部隊編成等を行わない。
- ② 文民統制、徴兵制の不採用、自衛隊の海外派兵の禁止、集団的自衛権の不行使、非核三原則の遵守、核・化学・生物兵器など大量破壊兵器の不保持、武器輸出の禁止などの原則を堅持する。
- ③ 日米安保条約を維持しつつ、日米協力の下に、アジア太平洋における地域的安全保障機構の構築をめざす。
- ④ 安全保障対話、軍事交流、軍事関連分野の公開性の拡大など各種の信頼醸成措置の導入に向けて、自衛隊の専門能力も活用しながら、協調的安全保障に基づく政策を追求する。

2 防衛力のあり方

- ① わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白とならないように、必要最小限度の防衛力を保持するという「基盤的防衛力」の考え方を維持する。
- ② 冷戦時代の北方重視戦略から、多様な危険や自然災害にも対応できる態勢に転換する。したがって、シーレーン防衛構想、洋上防空構想に基づいた装備・編成等を見直す。
- ③ 自衛隊の主たる任務として国の防衛とともに、大規模災害等への救援を位置づける。また、安定した安全保障環境の構築に向けた自衛隊の態勢を整備する。
- ④ 以上の観点から、防衛力の規模・機能の見直しを行い、専守防衛に基づいて自衛隊の兵力・装備の削減を行うとともに、とくに多様な危険や自然災害等への対応に必要な機能の充実をはかる。

3 日米安全保障体制

- ① わが国の安全を確保し、アジア太平洋地域における安定要因としての米国の存在を確保するものとして、日米安全保障条約を維持する。同時に、「極東条項」を超えるような日米間の軍事協力活動は行わず、必要に応じて「事前協議制」を積極的に活用する。
- ② 日米安保条約を日米両国が共有する価値観（人権擁護、経済発展、環境保護、軍縮等）を平和的手段を用いて実現していくための基盤として位置づけ、この考え方に基いて両国が協調的安全保障政策を推進する。とくに、アジア太平洋においては、地域的安全保障機構の確立をめざす。
- ③ アジア太平洋地域における軍縮の推進、緊張要因の除去と地域的安全保障機構の確立に努めることによって、在日米軍基地、とくに沖縄の米軍基地の固定化を回

避け、計画的な基地の整理・統合・縮小をすすめ、東アジアにおける米軍10万人体制の見直しを検討する。また、わが国国民の合意と理解の下に日米安保条約を円滑に運用していくために、日米地位協定の見直し・改善をはかる。

- ④ 適切なホスト・ネーション・サポートなど、日米安全保障体制の信頼性の向上をはかる上で必要な措置を講じる。物品・役務融通協定（ACSA）の締結の是非については、集团的自衛権との関係等を十分に整理する。

Ⅲ わが国が保有すべき防衛力の内容

1 陸上自衛隊

北方重視戦略を改め、防衛力配置の全国的な均等化をはかり、上陸侵攻対処でなく着上陸侵攻対処に重点を置く。このため、以下の削減・充実・改編等を行う。

- ① 陸上自衛官の編成定数を現員数約15万人以下の14万人程度に削減する（定数で20%以上の削減）。即応予備自衛官制度は導入せず、現行の予備自衛官制度で対応する。
- ② 基幹部隊については、1方面隊あたり1個師団および2個旅団の配備に改め（全国で5個師団と10個旅団）、全国均等化をはかる。このうち、少なくとも一つの旅団は大規模自然災害等に機動的に対応できるものにする。北方重視戦略の下に編成された1個機甲師団、1個戦車群、1個特科団を廃止し、これらのハイテク装備を各方面隊に均等配備する。
- ③ 1個空挺団は、着上陸侵攻阻止重視の観点から廃止する。
- ④ 1個教導団は維持する。
- ⑤ 1個ヘリコプター団および低空域用地対空誘導弾部隊は、航空自衛隊に所属替えし、統合運用をはかる。
- ⑥ 戦車は30%、主要特科火力は20%程度

減らす。

2 海上自衛隊

シーレーン防衛構想を取りやめ、わが国領海の防衛に必要な態勢を整備する。このため、以下の削減・充実・改編等を行う。

- ① シーレーン防衛構想からの転換に伴い、4個護衛艦隊群を保有している護衛艦隊部隊（機動運用）を3個護衛艦隊群に削減する。
- ② 護衛艦隊部隊（地方隊）は現在、5地方隊にそれぞれ2個隊ずつ配備されているが、これを各地方隊1個隊とし、半減させる。また、沿岸防備、ゲリラ、武装難民など多様な危険に対処するため、護衛艦より高速艇の整備に努める。
- ③ 任務海域の縮小により潜水艦の隻数を20%程度削減する。
- ④ 機雷掃海の実績が激減していることから、掃海部隊2個掃海隊群を概ね半減する。
- ⑤ 任務海域の縮小により陸上哨戒機部隊の部隊数を40%程度削減する。
- ⑥ 護衛艦約60隻は3分の1、潜水艦16隻は20%、作戦用航空機は3分の1削減し、このうちP3Cは100機体制を40%減とする。

3 航空自衛隊

洋上防空構想を取りやめ、領空防衛に集中する。このため、以下の削減・充実・改編等を行う。

- ① 航空警戒管制部隊28個警戒群のうち、3分2程度を警戒隊にするなど運用態勢を大幅に合理化する。
- ② スクランプルの減少や洋上防空構想の取りやめを踏まえて、要撃戦闘機部隊を20%程度削減する。機種はF15を中心とする。
- ③ 着上陸侵攻阻止と多様な危険への対処のために、支援戦闘機部隊は現状を維持する。機種は当面F1とF4を中心とし、

F S Xの導入のテンポを遅らせる。

- ④ 航空偵察部隊1個飛行隊、航空輸送隊3個飛行隊、警戒飛行部隊1個飛行隊は現状を維持する。なお、航空輸送部隊に陸自の1個ヘリコプター団を取り込む。
- ⑤ 地対空誘導部隊は、陸自のホーク部隊を加えた上で、合理化をはかり20%程度総部隊数を削減する。
- ⑥ 作戦用航空機約430機を20%程度削減する。空中給油機は、洋上防空構想を取りやめ領空防衛に徹する上で必要不可欠の装備ではなく、また専守防衛の立場を損なう恐れがあることから、導入を見送る。

4 各種の態勢

- ① 国内のどの地域においても、大規模な自然災害等の事態に際して、適切な救援活動がとれるように装備・編成・訓練等に留意する。なお、災害救援活動を名目にした有事法制の整備には慎重に対応する。
- ② 国連平和維持活動、国際的人道救援活動、国際緊急援助活動に対する適切な態勢を整える。このため、自衛隊の内部に専門部隊の設置を検討する。当面、PKO派遣5原則を維持し、PKF（平和維持隊）本体業務の凍結解除、武器使用原則の見直しは行わない。
- ③ 自衛隊員の待遇改善と各種の教育機会の拡大に積極的に取り組む。

IV 防衛力の整備、維持及び運用 における留意事項

- 1 国庫債務負担行為の活用のあり方を見直し、硬直的な防衛費支出の仕組みの改善に取り組む。また、各種の合理化、省力化に努める。
- 2 自衛隊基地の縮小・撤去に当たっては、当該地域の住民の福祉、生活、雇用などに配慮し、必要に応じて地域経済の維持・発

展を確保するための措置を講じる。

- 3 専守防衛と武器輸出三原則の範囲内において、必要最小限度の防衛技術の開発をすすめる。弾道ミサイル防衛（TMD）研究は、費用対効果、宇宙の平和利用原則、集団的自衛権との関係、武器技術の輸出との関連を整理すべきであり、とくに慎重に対応する。
- 4 自国が攻撃されていないにもかかわらず、自国と密接な関係にある外国に対する武力行使を、実力をもって阻止する「集団的自衛権」は行使しない。国連憲章に規定された「集団的措置」への参加の是非については、国連自体の民主化、加盟国の大幅軍縮をまず推進する。
- 5 防衛力の新たな規模・態勢への移行は段階的、計画的にすすめ、具体的には新たな防衛力整備計画において規定する。



沖縄の基地問題等の

解決・改善に関する方針

社会党安保調査会

1 基本認識について

- ① 政府は、沖縄の米軍基地が存在するに至った沿革、歴史的経緯についての認識を改める必要がある。特に、基地問題を所管している省庁等の高級官僚を含め政府全体として基地問題解決（整理・縮小・返還）のための対米姿勢などの基本認識を改めない限り、これまで以上の成果、前進を得ることは、期待できない。
- ② 冷戦下、しかも、日米安保体制の枠外で構築されてきた沖縄の米軍基地が形成されてきた歴史的沿革をきちんと認識し、沖縄復帰の際に「本土並返還」という政府の公約の内実が、この23年間にどの程度実現できたかを総点検の上に立って、政府の見解と新しい方針を明示することである。
- ③ ①及び②の基本認識に立つならば、政府が沖縄の復帰後、今日までに日米間で協議の上、合意してきた基地の整理・縮小、返還計画（23事案、3事案）の枠内またはその延長線で進めても、沖縄側の期待に応え、理解を得ることは極めて困難といわなければならない。

2 具体的検討事項について

- ① 政府の基本認識を転換の上、これ以上、日米安保体制による犠牲を沖縄に強要しないための基地の「整理・縮小・返還」計画を、日米両国政府が新たに検討していく決意を明らかにすること。
- ② きたる11月のAPEC会議の際、村山総理とクリントン米大統領の会談で行われる予定の日米安保条約の再評価が、沖縄の基地機能の強化、固定化につながるものでないことを、沖縄県民に明確にすること。
- ③ 政府がこれまでに進めてきた「23事案並びに3事案」について、移設条件付きでない方向で返還できないか、再検討すること。また、万一、条件付移設がやむを得ない場合でも、その規模等の大幅縮小を図ること。同時に、自衛隊基地等の新規拡充は行わないこと。とりわけ、本部町豊原区のP3C基地の建設を中止し、その跡地利用については、政府も積極的に協力すること。
- ④ 日米地位協定について、政府として一般的に再検討してみる（例えば、空域、水域の使用制限など）。少なくとも、協定の解釈、運用等の面で主権国家としての立場が損なわれないように、積極的対応を図ること。最低限、17条については5項Cだけでなく、全面的に国民が納得できる内容に改めること。
- ⑤ 地位協定第25条の「合同委員会」の開催・運営の改善をはかること。また、合

同委員会での協議内容を公表すること。

- ⑥ 爆音防止協定（本土基地で締結済み）など、沖縄基地を差別、区別している事態を直ちに改めること。
- ⑦ その他の演習被害、赤土汚染、低空飛行等、基地被害の防止および抜本的な対策措置を講じること。

3 むすび

以上の事項について、政府が「真剣かつ本気」で検討の上、誠意を示した内容のある具体的な見解を明らかにしない限り、基地問題等に対する、沖縄県民を含む国民の理解と協力を得ることは極めて困難である。政府の高度の政治決断を求めたい。

1995・10・31

沖縄の基地問題等の打開に関する提言



日米地位協定等に関する
外務・防衛合同調整会議

沖縄で発生した米兵による少女暴行事件は、沖縄県民と国民全体に大きな衝撃を与えた。沖縄県民は、在日米軍基地の75%が同島に集中する厳しい現実、その長い歴史的背景についての認識を、いま全国民が共にすることを求め、問題の打開と希望のある将来への展望を強く求めている。

10月21日の沖縄県民総決起大会は、4項目—米軍人の綱紀の粛正と犯罪の根絶、被害者に対する謝罪と完全補償、日米地位協定の早急な見直し、米軍基地の整理・縮小の促進の要求を決議した。与党合同代表団は、沖縄を訪れて知事をはじめ基地の住民・沖縄県民の切実な声を重く受けとめた。その沖縄県民の要望に対して最大限の努力を払わなければならないと感じた。

われわれは、日米安保条約が日米両国とアジア・太平洋地域の安定のために重要な役割を果たしていることを十分認識して、これを堅持し、その円滑な運営に全力をあげる。同時に、いま沖縄に過度に集中した基地の現実

等をかえりみ、基地の整理・統合・縮小に向けて最大限の努力を払う。そのために、政府・与党一体となって取り組み、これらの課題を日米首脳会談をはじめ両国間で協議する。また、アジア太平洋の拠点としての未来を見据えた沖縄の振興開発を支援する。

以上の認識の下に、与党合同調整会議は、政府に下記の方策を実行に移すよう提言する。

1 沖縄の米軍基地の整理・統合・縮小

- ① 日米合同委員会で合意した、いわゆる23事案のうち未解決の10事案、および3事案については、早急にこれを実現する。
- ② 継続協議になっている14事案については、早急に合意して、実行に移すための計画をつくる。
- ③ これまで検討されていない事案を含む沖縄の米軍基地の整理・統合・縮小については、日米両国間で実効ある協議機関を設置し、早期打開のために精力的に協議し、「整理・統合・縮小計画」を新た

に策定する。

- ④ これらの問題の解決を図るため、必要な財政上の措置を含め、あらゆる施策を講じる。

2 日米地位協定問題

- ① 日米地位協定17条5項(c)に関する専門家会議・日米合同委員会の合意を評価する。また、その適正な実施を日米首脳会談において確認する。
- ② 今後、日米安保条約の円滑な運営のために必要な問題 — 騒音防止、環境保全、

不要基地の返還、超低空飛行などの問題を、政府与党で早期に検討し、それを日米間で協議し、運用の改善など協定の見直しについて、具体的に解決していく。

3 米軍人の綱紀肅正等

- ① 在日米軍人のかかわる犯罪を根絶するために、米軍に猛省を促し、綱紀肅正などあらゆる再発防止策をとるよう求める。
- ② 補償問題について、日米間で話し合い、その解決に最大限努力する。

1995・11・9

沖縄米軍基地の整理縮小

に関する基本構想

社会党安保調査会

I 日米安保体制の根幹にかかわる問題点

- 1 東アジアにおける米軍の10万人（日本4万7千人）のプレゼンス維持について、当面、その大枠が変えられないにしても早い時期の再検討が必要。それなくして沖縄の米軍基地を「質・量」とも縮小することは困難と思われる。
- 2 その基調をなしている米国防総省が策定した東アジア戦略構想に、無批判に同調することに疑問がある。
- 3 日本を含む東アジア地域の米軍プレゼンスの必要性を否定するものでないが、日本側の対案を提示すべきである。

II 1の基本問題を再検討の上、沖縄県並びに関係団体等の提案を参考にして、沖縄の米軍基地の整理・縮小・返還計画案を策定すべきである。

III その構想は米軍基地の「再編・縮小・返還」を、統合・分散等の形態で進めていく。

- 1 統合・分散は、国外（米国を含む）、国内、沖縄県内、を対象とする。
- 2 在沖米軍の兵員・面積の約70%を占めている海兵隊については、沖縄県内では「キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー」等を中心に集約し、その他は国外、もしくは、国内に統合・分散を漸次

進めていく。その際、特に配慮すべきは「牧港補給基地、ズケラン地域」の整理・縮小・返還にあたっては、雇用問題や、跡利用計画を併行的に進める。

3 普天間基地については、早期の全面返還を実現するため、ヘリコプター基地の洋上展開を含め、あらゆる可能性を追求していく。

4 空軍については嘉手納基地を主体とするが、グァム島のアンダーセン基地等に部分的な機能移管を検討する。

5 海軍については、ホワイトビーチをメインにし、そこに集約できない機能については、本土の基地並びにグァム（アブラ軍港、アガナ航空基地）等に統合・分散する。

6 陸軍については復帰後、再配備した特殊部隊を撤退させ、その他の部門についても縮減を図る。

IV 具体的に進めていくタイムテーブル（期間）

1 以上の素案を参考に、具体化をしていく「計画案」を新しく設置される「二つの協議機関」において、日・米・沖の三者で積極的に協議していく。

2 その優先順位は、弾力性をもって対処してよいと考えられるが、

1996年～2000年
2001年～2005年
2006年～2010年

沖繩の米軍基地の「質・量」を現在の半分程度まで縮減できるものとする。

3 その過程で、内外諸情勢の変化があれば追加検討をしていく。

V 軍従業員の雇用、並びに、軍用地主等の対策にも万全を期す。

1 この米軍基地の再編、縮小、一部撤退、統合・分散計画の推進によって、生ずるであろう「雇用問題、軍用地主、他の経済的リスク」等については、必要とする新たな法的、並びに財政的措置を国の責任において積極的に講じるものとする。

VI むすび

戦後50年の歴史的節目を終えて、21世紀を目前にしながら、沖縄県民にも多くの犠牲と負担を強いてきた。その根源は、狭い沖縄県に巨大な米軍基地が存在しているからである。

日米安保体制の重要性、アジア・太平洋の平和と安定のため、沖縄の米軍基地が必要であるにしても、これ以上、沖縄県民に一方的な犠牲と負担を強いることは、一日も早く抜本的に改めなければならない。

この基本構想を参考に、沖縄の米軍基地の整理・縮小・返還を進めても、日米安保の意義と役割、東アジアの戦略に支障をきたすことには、ならないと考える。現時点で考えられる現実的、かつ、可能性のある政策提言である。

政府、並びに与党三党のご検討を頂きたい。



水俣病問題解決に当たって

西川 洋

「公害の原点」と形容されてきた水俣病問題は、政府・与党が示した水俣病未認定患者救済のための最終解決案（「水俣病問題の解決について」＝本誌11月号参照）を、主な被害者団体すべてが受け入れたことによって、公式発見されてから40年を経て決着することになった。社会党が連立与党の首班を占め、被害者救済のため、ねばり強い努力によってなし得た結果であることを喜びたい。しかし、環境庁長官の「あなた方はニセ患者ではない」との発言があったにせよ、正式な水俣病患者と認定しての解決ではないだけに、関係者すべてに課題や不満が残されることになったことも否めない事実である。問題解決に要した長期間のうち、ほんの一時期この問題を担当した者として回想することにした。

1 苦渋の選択

水俣病は、新日本窒素肥料（現、チッソ）が、アセトアルデヒド工程で生じる有害物質を廃液としてタレ流したことがその原因であり、水俣湾・不知火海の魚介類がその廃液を体内に蓄積し、近隣の人びとがその魚介類を食べたことによって体内の水銀値が増大し発病したものである。現在、このことを疑問視するものはない。しかし、猫の異常行動や変死が問題になった当時から、風土病とか伝染病とかと諸説入り乱れて本質解明には手間取った。

水俣市はチッソの企業城下町であったから、水俣市民にとってチッソは誇りにする会社であり、その会社が真犯人のわけがなく、少し疑問に思っても口外することなどはばかられたであろう。また、たとえ身体に障害があらわれても、就職や結婚に影響するからと自ら

名乗り出ることもためらわれた。そのような環境のなかで、裁判に訴えた方々に向けられた非難や中傷は、想像するにあまりある。

いつものように海に出て魚をとり、いつものようにそれらを売り、それらを食べる。被害者の多くがこのような生活であったであろうし、被害者に漁民が多いこともうなずける。それで元に戻らぬ体になった。なんでこうなったのか。自分から進んで水銀中毒になったのではないのに。解決までに多くの関係者が鬼籍に入られ、自分の身体がどのようになっているのかを理解できないまま死を待っている方々がおられる実態。一時金ひとり当たり260万円、それと年間約30万円の総合対策医療事業の継続。地球より重い人間の命の代償である。それを受諾したことは、とりもなおさず「生きているうちに救済を」と多くの被害者が訴え、被害者すべてが高齢となり、早く肩の荷を下ろして楽になりたいとの思いが、

今回の解決案を受け入れたことを考えるとたいへん気が重い。

2 行政責任ありやなしや

政府が正式にチッソの有機水銀が原因と認めたのは1968年9月である。公式発見とされるチッソ付属病院の故細川院長から水俣保健所へ「原因不明の神経疾患の多発」報告が1956年5月にされてから、12年を要している。その間、熊本大学などから数多くの調査結果や指摘がありながら、政府が確認を遅らせたことは行政の怠慢であろう。また、水俣病患者認定作業に関しても、認定申請者急増に恐れをなして認定基準を厳しくして未認定患者を増大させ、長期裁判闘争へ引き込みドロ沼化させるなど、その対応に長年を要してしまった責任を反省すべきである。1992年から未認定患者に対して実施されている総合対策医療事業についても、水俣病と認定はしないが、何か対策を施さなければならない、との考えが心の奥底にあるからにはかならない。

行政の一貫性＝官僚の判断の正しさを主張し「政府は過ちを犯さない」と唱えてみても、大石武一氏をはじめ何人かの環境庁長官が、解決に前向きな態度を表明しても、それに異論を唱えてきたのは官僚であり、他の関係省庁であった。政治主導による早期全面解決とは、大石長官のように「水俣病患者でない人が含まれているとしても、見逃してしまうよりましだ」と決断することではなかったのだろうか。とはいえ、和解勧告と国側の板挟みにより、自ら命を絶ったエリート官僚＝山内豊徳氏も忘れてはならない。厚生省の福祉畑を歩んできた氏は、霞が関の杓子定規な対応に疲れ切って不届の客になったことであろう。

3 連立政権の成果

1993年7月細川政権の成立によって、連立の時代に移り水俣病問題解決は、明るい展望が見え始めた。細川首相は熊本県知事時代、

和解解決を主張し国にそのテーブルに着くよう要望していたからであった。細川首相も「与党間でまとまれば決断する」と関係者に伝えていたと聞く。そのため、社会党の提唱で旧連立与党は「水俣病に関するプロジェクト」を設置し何回か協議を重ねたが、社会党にポイントを稼がせてなるものかと、各党間の確執に終始し与党間の合意を得るに至らず、政治決断はついに成されないまま退陣されてしまった。

1994年6月には、社会党の村山委員長を首班とする三党連立政権が発足し、村山首相は戦後処理問題や原爆被爆者援護法の制定と並んで、重要課題の一つとしてこの問題解決を政権のめざす目標と位置づけた。そこで、連立与党の政策決定を行なう政策調整会議は、その下に「水俣病問題対策会議」を設置し、問題解決に向け作業を開始した。「官僚に任せておけばまちがいはなく、最終決着は司法判断を待って」とする自民党を軟化させることは並大抵ではなかった。「生きているうちに解決を」してほしいと懇願する被害者の声を反映させたい田中昭一・水俣病対策特別委員長や関山信之・政審会長の熱意、それに理解を示した加藤紘一・自民党政調会長（現幹事長）が、その任に当たっていればこそであったに違いない。

4 全面解決へ残された課題

社会党は元来、公害病などの被害者救済対策では「疑わしきは救済する」を追求してきた。すなわち、未認定被害者切り捨てにつながる施策はとらないことが原則である。今回の施策について、「全面解決ではなく、新たな切り捨てになる」との指摘がある。そこで社会党としては、被害者個々人の治療を担当している医師の診断を重視し、水俣病患者の疑いがある人たちは広く救済すべきであり、その原則を貫き通すことが「人にやさしい政治」にはかならない。

PPP（原因者負担）原則についても、公害被害者補償の基本である原因者（汚染者）負担原則が、補償金支払能力がない原因企業＝チッソへ国から金融支援をすることによって、崩れたとの指摘がある。今回、国は一般会計からそれに当てることになる、現在問題になっている住宅金融専門会社や一部信用組合の問題にも影響するであろう。もし仮定の話として、補償金支払能力のない原因企業が、多数の被害者を発生させることがあった場合は、被害者は「泣き寝入り」となるおそれがあり、PPPについても考え直す問題は多い。そして、現在の科学的知識を以てしても予想し得ないことによって原因者（加害者）になることは十分予想される。つまり、現在では害がないとされている物質を予期しない方法で使用したり、有害物質に変質させてしまったような場合で多数の被害者を出したような場合の対策もこれからの課題になるであろう。

また、水俣の海を奪われ関西へ移住した被害者で組織する水俣病関西訴訟原告団は、今回受諾した諸団体に同調せず、行政責任を追究するとして裁判闘争を続けることになる。阿賀川下流域で発生した新潟水俣病については、原因企業がチッソと異なり昭和電工で支払い能力が十分あり、被害者の会として和解を申し立てているが、今回の解決案とは一線を画している。連立与党として問題解決に向け折衝を開始した当初、裁判闘争が終結となる解決策にすることがベースであった。そのことから考えれば残念でならない。これらについても、一刻も早い解決を望んで止まない。

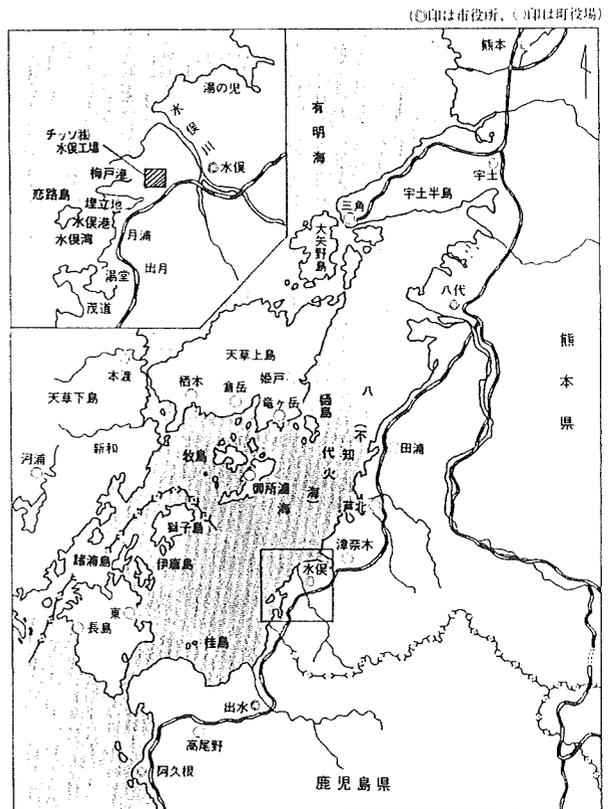
5 最後 に

最後に、水俣病問題のように気が遠くなるほど長い期間を要する裁判闘争に関して、各種の紛争が発生しそれを公平平等に解決を図ろうとする方策は、司法判断に委ねる以外にとるべき方途はないのであろうか。同じ世に

生を受けた者として、ますます別のより良き方法があるのではないかの思いを強くした次第である。

すでに書いたことではあるが、国として一旦決定した事項を「何があるかと変更しない」役人体質についても、行政改革の一環として、ぜひ検討しなければならないことを痛感させられた。これこそ国民にとって最も合点がいけないポイントではなからうか。もっと柔軟に対応していたとしたら、早期全面解決をしていたらどうか。

不知火海の沿岸図



(にしかわひろし・政審事務局次長)

APEC農業問題の本質を探る

行川 清

アジア太平洋経済協力会議（APEC）が、11月に大阪で開かれる。そこでは農産物の自由化をめぐる論議が注目される。農産物の自由化は、国内農業の発展にとって、むしろ歓迎すべきことである、という論調がマスコミの間で盛んに行われているが、果たしてそれは正解だろうか。農業に市場原理をストレートに持ち込む危険性はないか、そのことを検証しながら、APEC農業問題について、考えてみた。

1 農業自由化に追い打ちをかける

マスコミ

朝日新聞の10月8日付朝刊「社説」によれば、「農産物の例外にこだわるな」という見出しで、APEC農業問題にふれている。社説の論調は、11月の大阪でのAPEC首脳会議に向けての一連の事務レベル会議で、日本が議長国として示す行動指針案の中に「包括的な自由化」を示す一方、「分野毎の特性に配慮した異なる取り扱い」という表現での実質的には農産物の自由化を例外として認めることを問題視している。つまり、日本の提案が、APEC参加国十八カ国のうち中国、韓国、台湾それに日本の四カ国の賛同しか得られず、アメリカをはじめ他のアジア諸国の大半が「例外なき自由化を示すべきだ」と主張しているというのである。従って、社説では「農産物の市場開放は、農業の持つ特殊性から、工業製品とは同列には論じられないのはわかる。しかし、他国のために犠牲になるという被害者意識ではなく、日本農業の体質強化につなげるという視点で、農産物の自由化に、むしろ前向きに取り組むべきではない

か」と主張する。

このような論調は、朝日新聞に限らず他の大手新聞はもとより、マスコミ全体を覆っているがごとくである。だから、ガット・ウルグアイラウンドの合意にともない、政府が決定した今後6年間にわたっての6兆百億円にのぼる国内対策費は「農林族のぐり押しによる政策費でけしからん」となるのである。

いずれにしても、これらの論調は、現在置かれている農業問題の本質を見抜いたものとは言い難い。

2 食料安全保障の大切さ

農産物の自由化論議の中で「農業が農業としてやっていけるためには、農業それ自体にかぶせられている諸々の保護策や規制を取り除き、自由競争原理を導入して、競争を通じてたくましく生き残れる農家を育てていけばよい」という乱暴な意見がある。農業に限らず、例えば中小企業の育成策を講じる場合でも、「自由な競争原理のもとに、起業家精神に満ちたやる気のある企業家の育成」が声高くいわれる。もともと農業や中小企業などを

対象とする産業・商業政策の遂行においては、自由な競争を通じて、いわゆる健全な企業を育成していくことが、その基本にある。

しかし、果たしてそれでうまくいくだろうか。いま、各地方自治体では、その地域における町づくり、村づくり運動が盛んである。

これらの地域運動は、21世紀を見据えたグローバルな視点から実施に移されている事例が多い。若者が定住できるような商店街の活性化は、とか、その地域特有の伝統文化をいかに守り、育てていくべきか、とかの視点からの議論に基づいているのである。

このような視点から農業を見た場合、どうなるか。

農業問題を世界的に見た場合、現在、8億人もの人たちが飢えに苦しみ、一日平均4万人もの人たちが栄養不足のため死亡していると伝えられている。21世紀を展望した場合、この食糧危機は一層深刻化することが懸念される。これに加えて、地球の温暖化による環境変化や病虫害の拡大が追い討ちをかける。

これらの事実は、国連食糧農業機関（FAO）の調査によっても明らかになっている。

そこで、このような世界の食糧危機をふまえて、日本農業はいかにあるべきかが問題となる。日本農業の現状は、コメひとつとっても明らかのように、海外との価格差が顕著であること、しかも、毎年の豊凶の差が激しいこと、酪農では、自由化によって、農家経営が相当圧迫されていることなどをあげることができる。しかも、農業後継者の減少で、将来も農業経営を続けていくことが困難になっている。

このような現状の中で、コメの自由化を一挙にすすめるなどしたら、日本の農業はどうなるかは、火を見るよりも明らかである。

さらに、国内の森林の保護の実態は、国有林野事業からも明らかのように、3兆円にもぼる累積赤字をかかえ、困難な状況になっており、山村の荒廃が一層進んでいる。水産

業もしかりである。

3 農業経営の基本は家族経営

そこで、いまやらなければならないことは、迫り来る世界的な食糧危機にいかに対処すべきかである。それには、食料安全保障の概念が必要になる。食料安全保障とは、国家が基本的な主食の自給を最大限に求められる、ということである。従って、日本のような食料の輸入国でも、日本国内で食料の生産力があれば、その生産力は保持していくことが求められることになる。事実、本年のイネの作柄が良い場合、ミニマムアクセスによる輸入米のだぶつきがあっても、それならその余剰米を飢餓地域に援助米としてまわすことを考えることも、食料安全保障の概念に合致することになる。

日本の食料生産力を保持していくことは、農業を職業として持続可能な状態にすることである。農業はそもそも、あらゆる地域において、生産の伝承でもあるといわれている。

それは、技術的な生産力の向上とか生産方法が改善されたにしても、工業生産のように工場化することが困難であり、家族経営を主体とした生産の伝承がその根幹になるのである。日本における各地の祭は、稲作を中心とした伝承文化の象徴でもある。

また、家族経営農家は食料安全保障のみならず、国土の保全、環境の維持、伝統文化の継承、景観の保持などに積極的な役割を果たしている。

従って、以上の見地から見れば、国家が農業に果たさなければならない役割も当然明確になる。ガット・ウルグアイラウンド対策費としての6兆百億円の対策費については、家族経営農家を中心とする山村地域を含めた農業とその自然環境全体が、都市住民に対してもたらず一年間の恩恵費（水道水源や洪水予防それに新鮮な空気などリゾートも含めて）がなんと40兆円にもおよぶとされていること

からすれば、決して多額なものとはいきされない。また、西欧諸国における農業を保護するためのデカップリング制度（直接所得保障制度）の導入も、以上のような見地から行われているのである。

4 農業はハイテク産業の犠牲になるか

話を前に戻すが、APEC農業問題について考えてみよう。APECというのは、アジア太平洋地域の主だった国の18カ国で構成され、地域の経済発展、世界的な貿易の自由化、地域協力の今後の進め方などについて話し合うためのフォーラムとされている。APECの構成地域には、世界のGDPの5割と人口の4割を占めており、近年ダイナミックな発展を遂げている地域でもある。

しかるに、APECは、交渉の場ではなく、各国の自主性とコンセンサスを基にする協議体であることが、その特徴だとされている。

従って、昨年11月にインドネシアのボゴールで開かれた首脳会議で採択されたボゴール宣言は、その法的拘束力はない。しかし、このボゴール宣言では「地域内における自由で開かれた貿易と投資の実現のため、短期的にはUR合意の完全実施とその前倒し、とともに、長期的には先進国は2010年までに、開発途上国は2020年までに貿易と投資の自由化を達成する」ことになった。このボゴール宣言を実施に移すための行動指針を決めようというのが、本年11月に開かれる大阪会議である。

そこで、この大阪の首脳会議を準備するための事務レベル会議が香港や東京で開かれ、日本側からは、大阪での議長国ということから行動指針案を示し、この中で「包括的な自由化」とともに「分野ごとの特性に配慮した異なる取り扱い」という表現をいれようとしたのである。これに対して、前述のように、「日本の農業を例外扱いにするな」というアメリカからの強い批判が出たわけである。

そもそもAPECは、WTO（世界貿易機

関）とは違って、各国の自主性が尊重される協議体であるから、WTO協定の前倒しだとか、2010年までの貿易と投資の自由化を守らなければならない筋合いのものではない。

すなわち、WTOでは、7年余りにわたるガット・ウルグアイラウンド交渉の結果、本年1月に設立された国際機関で、加盟国も109カ国にもものぼり、WTO協定に基づき権利・義務が加される。従って、協定に違反すれば、その法的制裁を受けることになる。しかし、APECは、そういう場ではないから、例え約束に違反しても、その責めを負うことにはならない。

問題は、農業分野だけに目を奪われることはない、ということだ。日本の場合、本年後半から特に顕著なのだが、パソコン・半導体関連のいわばハイテク産業の隆盛が伝えられている。これらハイテク産業の隆盛は、国内需要の高揚によるところも大きい。実質的には輸出関連産業である。むしろ、APECの場では、このような日本を代表するハイテク産業のあり方をどうすればよいのかを、大胆に提起することの方が大切なのではないか。

ある意味では、農業問題ばかりをクローズアップすることによって、ハイテク産業の隆盛それ自体が隠されているように思われるが、これは筆者の先入感によるものか。

いずれにしても、APEC大阪会議を前にして、参加各国は、イニシャル・アクション（当初の措置）を明らかにしている。これは、APECが参加国の自主的な協議機関である以上、事前に各国の約束事を示しておこうとするものである。ここで、アメリカは、農産物の輸出支援のための農業補助金の削減を繰上げ実施することを提案、それで、日本等にゆさぶりをかけようとしている。これも、最近のパソコン市場におけるウインドウ旋風を見れば、どうもキナ臭い臭いがたちこめるように思われる。

（なめかわきよし・政審書記 — 農水部会担当）

部会と委員会所属一覧表

1995・11・6 現在

(日本社会党国対)
 ○国対担当理事
 △小委員会
 ◇オブザーバー

◇常任委員会

◎委員長
 ○理事

委員会	部長	副部長	衆議院	参議院
内閣	田口(哲)	山口(哲)	◎大木 正吾 田口 健二	○山本 勉 五十嵐広三
地行	渡辺(四)	畠山	○北沢 清功 山口 鶴男	加藤 万吉 畠山健治郎
法務	坂上	千葉	○佐々木秀典	坂上 富男 細川 律夫
外務	伊藤(茂)	川橋	○伊藤 茂 山元 勉	秋葉 忠利 松前 仰
大蔵	早川	峰崎	○永井 哲男 早川 勝	関山 信之 細谷 治通 中村 正男 渡辺 嘉藏
文教	輿石	三重野	○輿石 東	小林 守 濱田 健一
厚生	岩垂	朝日	◎和田 貞夫 五島 正規	○横光 克彦 田邊 誠 岩垂寿喜男
農水	村沢	石橋	◎日野 市朗 遠藤 登	○鉢呂 吉雄 田中 恒利 石橋 大吉 中西 績介
商工	和田	小林(前川)	○小林 守 松本 龍	石井 智 渡辺 嘉藏 北沢 清功
運輸	左近	淵上	◎辻 一彦 山崎 泉	○赤松 広隆 左近 正男
通信	田中(昭)	松前	○山崎 泉 横光 克彦	大出 俊 田中 昭一
労働	永井(孝)	岩田(清水)	○岩田 順介 永井 孝信	池田 隆一 岡崎トミ子
建設	石井	山本	○石井 智	沢藤礼次郎 前島 秀行
安保	大出	——	○田口 健二 早川 勝	大出 俊 五島 正規
科	今村	川橋	○今村 修	沢藤礼次郎 松前 仰
環境	矢田部	田中(昭)	○竹内 猛	岩垂寿喜男 岡崎トミ子
予算	佐藤(観)	竹村	◎上原 康助 坂上 富男 細川 律夫	○三野 優美 佐々木秀典 今村 修 佐藤 観樹
決算	今井	赤松	○田中 昭一	赤松 広隆

議運			○石橋 大吉 池田 隆一 今村 修 山崎 泉	◎志苦 裕 〇角田 義一 鈴木 和美 齋藤 勁
懲罰			○山下八洲夫 加藤 万吉	瀬谷 英行

◇特別委員会

災害	前島	渡辺(四)	◎左近 正男 〇濱田 健一 今村 修 前島 秀行 三野 優美	〇村沢 牧 赤岡 操 渡辺 四郎
公選			〇横光 克彦 左近 正男 松本 龍	[選挙制度] 〇朝日 俊弘 鈴木 和美 一井 淳治
石炭			〇細谷 治通 岩田 順介 中西 績介	
消費			〇伊藤 茂 岡崎トミ子 竹内 猛	[国民生活] 〇菅野 壽 日下部禧代子 三重野栄子 栗原 君子
交通			〇遠藤 登 田中 恒利 山下八洲夫	
沖北			〇池田 隆一 上原 康助 鉢呂 吉雄	〇谷本 巍 菅野 久光 照屋 寛徳
国会			〇関山 信之 田邊 誠 中村 正男	◎菅野 久光 〇瀬谷 英行 淵上 貞雄
分権			〇畠山健治郎 五十嵐広三 山口 鶴男	[分権・緩和] 〇山口 哲夫 上山 和人 今井 澄
規制			〇永井 哲男 秋葉 忠利 輿石 東	[中小企業] 〇三重野栄子 前川 忠夫 齋藤 勁
宗教			〇佐々木秀典 輿石 東 細谷 治道 山口 鶴男 山下八洲夫	
行財				〇大脇 雅子 角田 義一 千葉 景子 伊藤 基隆

◇部会担当政審書記(95.11.1現在)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◎ 行政司法 担当次長 平塚 | ◎ 国土生活 担当次長 西川 |
| ○ 内閣部会 | ○ 運輸部会 茂木、 |
| ○ 地行部会 横田、工藤 | ○ 通信部会 緒方、末木 |
| ○ 法務部会 岡田(和) | ○ 建設部会 石塚 |
| ◎ 外交安保 担当次長 早川 | ◎ 産業労働 担当次長 長谷川 |
| ○ 外務部会 池内 | ○ 労働部会 鳥居 |
| ○ 安保部会 池内 | ○ 商工部会 山代 |
| ○ 内閣部会 | ○ 農林水産部会 行川 |
| ◎ 税財政金融 担当次長 伊藤 | ◎ 福祉教育 担当次長 小川 |
| ○ 大蔵部会 前田、塩原 | ○ 厚生部会 田鹿、山口 |
| ○ 地行部会 横田、工藤 | ○ 環境部会 工藤 |
| ○ 決算部会 塩原 | ○ 文教部会 北村 |
| | ○ 科学技術部会 村田 |

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

December 1995

No. 351

<FOREWORD>

YAMAMOTO Tsutomu

Vice-Chair of the Policy-Making Board

<DOCUMENTS>

Agenda for Political Reform at the 134th Extraordinary
Diet Session

(Working Group on Political Reform)

Statement on Amendments to the Religious Activities Law

(Working Group on Religious Activities)

Interim Report on Financial and Stock Issues

(Working Group on Financial and Stock Issues)

Comprehensive Proposals on Reduction of US Bases in
Okinawa

(Study Group on Security Affairs)

<Policy Focus>

I. Views on the Settlement of Minamata Disease Case

(NISHIKAWA Hiroshi)

II. What is Behind Agricultural Debate in APEC

(NAMEKAWA Kiyoshi)

政策資料 12 月号

**Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会

発行人 日本社会党政策審議会

代表 関山信之

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581)5111 内線3880~4

FAX 03(3502)5857

定価 450 円 (送料76円)